

84-J-2

「国際貿易・貿易政策の展開：  
1955～83」\*

小宮隆太郎・伊藤元重

(東京大学)

1984年7月

応用マクロ経済研究プロジェクト

日本産業経済研究施設

東京大学経済学部

\* 本ディスカッション・ペーパーは研究上の討論のために配布するものであり、著者の承諾なしに引用・複写することを禁ずる。

# 「国際貿易・貿易政策の展開：1955～83」\*

小宮隆太郎・伊藤元重

(東京大学)

1984年7月

はじめに	· · · ·	2
第Ⅰ節 GATT 加盟から貿易自由化まで	· · · ·	3
第Ⅱ節 國際収支黒字化から第一次石油危機期まで	· · · ·	16
第Ⅲ節 石油危機後の時期	· · · ·	24
第Ⅳ節 回顧と展望	· · · ·	39
参考統計資料	· · · ·	44

---

\* 本稿は Japan Political Economy Research Conferences の一環として1984年8月5日～11日に米国ハワイ州ホノルルの East-West Center で行われるコンファレンスに提出されるものである。未定稿であるので、著者に無断で引用することはお断りしたい。本稿作成にあたって通産省通商政策局の根津利三郎氏のから多くの援助と示唆を頂いたことに対し謝意を表する。また本稿の基礎となった研究に対し、財団法人清明会の研究費および文部省科学研究費の支給を受けたことにも謝意を表する。

## はじめに

この論文の目的は、第二次大戦後に日本が次第に国際経済社会に復帰し、1955年にGATT（General Agreement on Tariffs and Trade, 関税及び貿易に関する一般協定）に加入してから今日まで、（1）日本の貿易がどのように発展し、また日本政府が自国の貿易についてどのような政策を行ってきたか、またそれらの政策の背後にあった理論あるいはフィロソフィーはどのようなものであったか、（2）日本と諸外国とくに主要先進諸国との貿易関係がどのように展開してきたか、（3）GATTを中心とする国際的な貿易政策の舞台（arena）で日本がどのような役割を果たしてきたか、また（4）日本政府の政策や諸外国との取決めが日本の貿易にどのような影響を及ぼしてきたか、等の諸問題を概観し、あわせて（5）日本の貿易と、日本経済の発展にとって重要な環境条件である世界貿易体制が、今後どのような変化をとげてゆくかについて若干の推測を試みることである。

本稿ではいま述べた歴史的概観の目的のために、1955年から現在までを便宜上つきの三つの時期に区分することとする。

第1期 1955～67. 日本がGATTの加盟国となってから、いわゆる「貿易自由化」の政策が進められて、輸入が厳しく制限されていた前の時代から貿易自由化が一応の完成をみるにいたるまでの時期である。国際的舞台では、この時期の終りの数年にわたって画期的なケネディー・ラウンドの関税交渉が行われ、主要先進国の関税の大幅な引き下げが実現した。

第2期 1968～75. 日本の経済規模がごく小さく、その貿易パターンが労働集約的製品を中心とする後発工業国そのであった第1期と、世界の経済のなかに占める日本の比重が顕著に増大し、日本の輸出品の中心が各種の高級な機械類によって占められるようになった第3期の間の、中間的な過渡期である。この時期には苦渋に満ちた日米繊維交渉が長々と行われ、また、この期の後半には旧IMF体制（ブレトン・ウッズ体制）の崩壊、第一次石油危機、それに続く世界的stagflationといった大きな経済的動乱がつぎつぎに起こった。

第3期 1976～現在. 再度の石油危機に引き続く世界経済の一般的停滞状況のなかで、世界の工業生産と工業品貿易に占める日本の比重が高まり、日米間・日欧間のいわ

ゆる「貿易摩擦」現象が本格化した時期である。世界の多角的自由貿易にとっては逆境の時代であったこの時期に、日本の提唱によって始められた GATT の東京ラウンド交渉が行われた。

以下、第1節～第3節では、いま述べた三つの時期のそれぞれについて概観する。第4節では1955年以来の全時期を通しての概観と現状の評価、将来の展望について述べる。

## 第1節 GATT加入から貿易自由化期まで

1955年当時の日本の貿易　日本がGATTに加盟した1955年当時、日本の輸出が世界の輸出総額（ただし、計画経済諸国を除く）に占めるシェヤーはおよそ2.4%程度にすぎず工業品の輸出に限定しても日本のシェヤーは4.2%にすぎなかった。これらのシェヤーは1930年代よりもはるかに低い。1938年には日本のシェヤーは5.3%であった。

当時の日本経済は第二次大戦の敗戦による破壊と混乱の状態から漸く立ち直り始めた段階であり、いまだに経済規模のごく小さな後発工業国にすぎず、一人当たりの国民所得も賃金水準も、欧米の先進諸国に比べてはるかに低かった。当時の日本は、概していえば旧式な生産設備・技術と低廉な労働を使って生産した労働集約的な軽工業製品を輸出し、日本経済にとっての「必需品」である工業原材料・燃料・食料品を輸入するという形の貿易を行っていた。しかし暫く前からの設備近代化のための投資、先進技術の輸入、「企業合理化」の努力が功を奏しはじめていた。日本の鉄鋼業はめざましく発展して輸出余力をもつにいたっており、また造船業は1956年に世界の新造船受注の20%を超えるシェヤーを占め、世界第一位となっていた。機械工業、化学工業では多くの新製品が登場し、あるいは1950年には生産が微々たるものであった製品の生産が急拡大し、生産の規模が急速に拡大しつつあった。

高度成長期の貿易政策の体系　日本がGATTに加盟した1955年の12月には、戦後日本の国民経済計画として最初のものであった「経済自立五ヶ年計画」が策定され発表された（その計画期間は1956～60年、計画成長率は5.0%，実績値は9.1%であった）。この計画の目的は「経済の自立」と「完全雇用」の二つであった。「経済の自立」とは、要するに、米国よりの経済援助や朝鮮事変に関連する「特需」（在日米軍による物

資・サービスの調達) の外貨収入なしに、まず何よりも国際収支を均衡させ、同時に日本経済を持続的な成長の軌道に乗せるという課題を意味していた(注1)。持続的な経済成長によって工業生産のための原材料の輸入は増大せざるをえないから、「経済の自立」のためには輸出の持続的な拡大が不可欠であった。

注1. 1953年、54年の輸入は両年とも年間約20億ドルであったが、輸出はそれぞれ12.5億ドル(53年)、16.1億ドル(54年)にすぎず、貿易収支は大幅赤字に陥っていた。

同計画の「重点政策課題」は(i)設備の近代化、(ii)貿易の振興、(iii)自給度の向上、(iv)消費の節約、の四つであったが、貿易政策に関する(ii)と(iii)の二つのスローガンは、標準的な比較優位の貿易理論を学んだ人々にとっては相反するものとして響き、おそらく理解し難いという印象を与えるであろう。実際、このようなスローガンが並置されていることは、当時、貿易政策を含む日本の経済政策の衝に当たったポリシー・メーカー達に、比較優位に基づく貿易利益、自由貿易のメリット、競争的な価格機構をつうじての資源の最適配分といった観念が欠けていたことを如実に示しているといってよい。

しかし上記の二つのスローガンが経済政策の最重要目標になぜ含まれていたかは、1950年代から60年代の半ばごろまで、日本の国際収支に強い赤字プレッシャーが働いていたことを考慮すれば、ある程度理解しうる。1949年に設定された1ドル360年の固定為替レート(平価)は均衡レートに比べて大幅に円高のレートであった。これは同時期の西ドイツと対照的な状況であった。もし当初の平価が国際収支をそれほどの無理なしに均衡させることのできる適正水準に設定されていたら(あるいは早い時期にそのような水準に調整されていたら)、1950年代から1970年ごろまでの日本の経済政策の体系は、おそらくかなり異なったものとなっていましたであろう。過大評価の為替レートのもとで「経済の自立」を達成するためには、つまり国際収支の均衡を達成しつつ経済発展を続けてゆくためには、可能な限り輸出を促進し、他方、輸入は極力抑制しなければならない。日本経済の発展とともに、工業原材料・燃料の輸入拡大が不可避である。そのためには年々輸出を増やし、また経済発展に伴う輸入の増大をできるだけ抑制してゆかなければならない。当時日本の経済政策を担当した人々にとって、「輸出かならざれば死」(Export or die!)という言葉は、かなりの実感を伴ったものであった。

当時のポリシー・メーカーたちには、外貨の需給や資金の需給の不均衡を全般的な価格(為替レート、利子率)の変化によって調節しようという観念が乏しかった。当時は、一

般にいかなる財にせよ、価格の変動によって財の需給を調整しうるという概念が希薄であったといつてよい。1950年代、60年代をつうじて貿易収支を中心とする国際収支の不均衡を、為替レートの平価変更によって調整するという発想は、日本の政策当局者たちの間ではほぼ絶無であった。

このような当時の状況を考慮し、さきの二つのスローガンのうち「貿易の振興」を「輸出の振興」と読みかえれば、1950年代から60年代にかけての日本の貿易政策体系の基本的な骨組みの第一の柱が容易に理解しうる。すなわち一方では、税制、差別的な補助金および低利融資、新製品・新市場開発のための援助等によって、輸出のためのコストを下げ、企業に輸出の誘因を与え、その伸長をはかる必要がある。他方では、経済成長に伴って増大すると予想される輸入需要を極力抑制しなければならない。ただし輸入のなかでも、輸出製品の生産に使われる工業原材料、機械類の輸入は優先的に扱われる。しかし消費的な目的での輸入や、国内で生産可能な財の輸入は極力抑制しなければならない。これが「自給度の向上」ということの意味である（注2）。

注2. 1950年代、60年代の日本の経済政策体系を好意的に解釈するためのもう一つの鍵は、当時の日本経済の状況をヘクシャー・オリーン型モデルあるいはもっと一般的に生産可能性曲線によって表わされる完全雇用経済のモデルによって捉えるのではなく、W・アーサー・ルイス型の不完全雇用を含む二部門（農業と工業、あるいは前近代部門と近代部門）経済モデルによって捉えることである。このようなモデルでは輸出の振興や自給度の向上の政策は概して雇用の拡大としたがって国民所得の増大をもたらすことになる（ただし、そのような政策のための財源についてどのように考えるかは、難しい問題である）。

この時期の貿易政策体系の基本的な骨組みの第二の重要な柱は、日本において欧米先進国がもっているような近代的製造業を発展させることである。これは明治以来の日本が悲願としてきた先進諸国に追いつくための近代化政策の一環である。明治期以来の「富国強兵」・「殖産興業」の政策のうち、「強兵」の軍事的な野望は第二次大戦の敗戦によって打ち砕かれたが、近代的工業を興すことによって「富国」という面で欧米先進国に肩を並べることを目指すという日本人の願望は、第二次大戦後も強められこそすれ、弱まるところはなかった。1950年代にもすでに設備近代化、企業合理化、といったスローガンは盛んに謳われていたが、「経済自立計画」に続く国民経済計画である「新長期経済計画」

(計画期間 1958～62) および「国民所得倍増計画」(同 1961～70) では、重点政策課題として「重化学工業化」「産業構造の高度化」というスローガンが登場していく。

近代的工業を発展させるためには、将来の発展の可能性が大きく、かつ先進国でなければもちえないような先進的産業が、発展の初期の段階にあるときに、これを保護育成する必要があると考えられた。政策当局は種々の理由から「幼稚産業」という言葉を好まないが、これは要するに「幼稚産業保護」の政策である。そうして保護の手段としては、一方では財政面からの補助金（ただし、これはごく限られたものであった）、特別償却、重要物産免税等税制上の優遇措置、政府系金融機関（とくに日本開発銀行）からの低利融資等を与えるとともに、他方では輸入制限、関税、対内直接投資の制限によって、国内における輸入品や外国企業との競争から「幼稚産業」を保護するという政策がとられたのである。

GATTと日本　　日本は 1953 年に GATT への仮加盟を認められ、55 年には正式加盟を認められたが、加盟当初から日本と GATT の関係はいくつかの点で変則的なものであった。まず第一に、日本の GATT 加盟に際して英國、フランス、オランダ、ベルギー、オーストラリア、インド、ニュージーランド等 14ヶ国が GATT 35 条を適用して、日本と GATT 関係をもつことを拒否した。その結果、1960 年ごろまで、日本は GATT 加盟国であるとはいえる、日本に対して GATT 上の最惠国待遇を適用した主要貿易国はアメリカ、カナダ、西ドイツ、イタリア、北欧諸国にとどまった。GATT 35 条は日本以外の加盟国について適用された例はごく僅かであり、また GATT の加盟国でありながら日本のように多くの他の加盟国から広汎な差別待遇（合法的にせよ非合法的にせよ）を受けた国はこれまでに例がない。日本の加盟以後に GATT に加盟した国の中にも、加盟に際して日本に対して 35 条を適用した国が数多く、対日 35 条適用国の数はピーク時には約 30ヶ国に及んだ。その多くは旧英領・仏領植民地で第二次大戦後の独立した諸国である。それら開発途上国の中には「低賃金国」日本からのある種の産品の輸入を制限するために対日差別を行なっていた国（たとえば中央アフリカ、チャド）もあった（注 3）。

注 3. 小宮・天野『国際経済学』1972, pp. 220～21, を参照。

なぜこれらの国が日本と GATT 関係に入らなかったかといえば、それは主として 1930 年代の世界的不況の時期に「チープ・レーバー」あるいは「ソーシャル・ダンピング」を梃子とする日本の繊維品・雑貨・陶磁器の輸出が急増し、それが輸入国の国内産業に被

害を与えた記憶に基づくものであるといってよい。それらの国は日本の低廉な工業製品が自国市場、あるいは自國産業の伝統的市場である旧植民地国の市場に「氾濫」することを恐れたのである。

第二に、1960年頃から、まずイギリスをはじめとしてヨーロッパ諸国は逐次対日35条適用を撤回するにいたり、1972年には欧州では残された対日35条適用国はオーストリア、アイルランド、ポルトガルの3ヶ国のみとなった。しかし35条を撤回した諸国の中かなりの国が、撤回の際にその条件として、従来の対日差別を日本が事実上承認すること、あるいは当該国の貿易政策において、日本との関係でGATT違反の事実があつても、それを日本が黙認すること、を日本に求めた。そのため対日35条適用の撤回後も、対日差別（主として特定品目の輸入数量制限）が続けられた。またもともと35条適用国ではないイタリア・西ドイツ・北欧諸国も、GATT上明らかに非合法的とみられる差別的対日輸入数量制限を実施してきた（注4）。欧州諸国このような対日差別措置、とくにフォーマルあるいはインフォーマルな対日輸入数量制限および輸入禁止は、今日に及んでいる（注5）。

注4. 1970年ごろまでの対日GATT35条適用と、西欧諸国の対日差別の状況については、羽澄光彦・小倉和夫「対日差別問題の一般的背景」小島満・小宮隆太郎編『日本の非関税障壁』1972年所載、を参照せよ。

注5. その実態は必ずしもよくわかっていない。公式の発表はなく、しかし輸入手手続きに従って申請するといつまでたってもライセンスが発給されないというような例が少なくないからである。良く知られている顕著な例はフランスおよびイタリアによる日本製自動車の輸入制限である。フランスは日本からの輸入を登録台数の3%以下に、イタリアは年間2,200台に制限している。またスペインは180品目余に及ぶ対日輸入禁止品目のリストを今日でも維持している。

1930年代に日本のチープ・レーバー製品の輸出によって国内産業が被害を受けたという点では、米国も欧州諸国と大差はなかったはずであるが、米国が日本とのGATT関係を積極的に確立することを推進し、欧州諸国とは対照的な政策をとったのはなぜであったのだろうか。実際、日本のGATT加盟は米国のイニシアティヴと積極的な支持によって実現されたものであり、日本は米国の強力な支援と庇護のもとにGATTに加盟できたといつても過言ではなかった。

日本の GATT 加盟についての米国の支援は、当時の米国の全般的な対日政策の一環として理解すべきものである。第二次大戦後の占領当初には、日本の経済力をできるだけ弱体化し、それによって日本軍国主義の再建を不可能にすることが米国（あるいは連合軍）の重要な政策であった。しかしその後東西間の冷戦状況が次第に深刻化して 1950～51 年には朝鮮戦争が勃発し、日本の立場はソ連をも含む連合国に敵対した旧敗戦国という立場から、次第に西側陣営の一員という立場に変化していった。ことに極東では中国本土において共産党が国民党を駆逐するにいたり、西太平洋における中ソの脅威は日増しに増大しつつあった。このような冷戦状況下で、日本の経済復興をはかって米国の対日援助負担を軽減し、極東において東西緊張上の西側の橋頭堡（必ずしも軍事的な意味ではなく、もっと広義の）としての日本の経済発展を促進するには、日本に対して世界貿易上の機会と、したがって GATT における他の主要工業国と同等の地位を与えなければならない、というのが、当時の米国の政策当局者の基本的な考え方であった。

米国はこのように日本の庇護者として日本の GATT 加入を強力に支援し、歐州諸国のような GATT 内での対日差別の方針をとらず、法的には日本に全面的な最惠国待遇を与えたのであるが、皮肉なことに日本の加盟直後の 1955、6 年頃から、しばしば日本にたいして特定品目について輸出自主規制を求めるようになった。すなわち 1955、6 年頃から日本のある種の繊維品、雑貨類の対米輸出がしばしば急増し、これにたいして米国政府は、GATT 19 条、あるいは 28 条の手続きによる合法的な方法を選ばず、日本の政府または業界が、問題となった品目の対米輸出を日本側で抑制する措置をとるように求めりいうインフォーマルな方法に訴え、大体において日本側はこれに応じたのである。

このように米国は表面的には日本の GATT 加盟を支援し、日本に対し GATT 上の最惠国待遇を与えたが、加盟直後からインフォーマルには日本に対して特定品目について輸出規制を求めるという、事実上の輸入制限措置を実施したのである。これが日本と GATT との関係における、第三の変則状態である。1968 年に日本が相手国側から強制された輸出自主規制として GATT に通告した各國別、品目別の輸出自主規制 264 品目（BTN、4 柄項目）のうち、51 品目が米国向けの規制であった。

「輸出自主規制」（voluntary export restraint, VER）は今日では日本のみならず多くの国（ほとんどすべて開発途上国）の輸出について行われ、国際貿易上の一つの慣行としてその概念がかなり定着したようにみうけられるが、「輸出自主規制」という言葉 자체が一般的に流通するようになったのは、それが実際に行われ始めた 1955 年頃から 1

0年以上も経ってからではなかったと思われる。それが行われるようになったのは日本の対米輸出についてが最初であり、次いで英國、さらにその他の歐州諸国への日本の輸出について行われるようになった。今日でも「輸出自主規制」によってカバーされている貿易額のうち、圧倒的な比重は日本の輸出によって占められていると推測される。日本に次いで極東の四ヶ国をはじめいわゆる NICS (newly industrialize countries) の工業品輸出に例が多く、日本以外の先進国での輸出自主規制は、EC諸国や対米鉄鋼輸出等ごく少數の例しかない（注6）。

注6. 輸出自主規制についてはその実態についての情報、統計が乏しい。これは二つの理由による。第一に関係国の政府、業界は他国への波及をおそれて情報を公開したがらない。第二に、どこまでが輸出自主規制であり、どこからはそうではないかの境界が概念的にも明確ではない。これらの点およびその他について、小宮隆太郎「輸出の自主規制」、小島清・小宮隆太郎「日本の非関税障壁」、1972年、所載、および小宮・天野、前掲書、p. 222, pp.256 ~60、を参照。

ケネディー・ラウンドと日本 1964年から1967年にかけて行われたケネディー・ラウンド（KR）は、戦後の、否、19世紀初頭以来の、世界貿易上の画期的な事件であった。これによって先進工業諸国の関税率、ことに工業品の関税率は大幅に引き下がれ、先進諸国にかかるかぎり画期的な低関税貿易の時代が出現した。

GATT, IMFを中心とする第二次大戦後の西側諸国の国際経済体制は、米国が強力な経済力を背景にそのイニシアティヴのもとに創り出し発展させてきたものであって、いわゆる Pax Americana の基本的な構成要素である、という見解がしばしば見受けられるが、このような見解には GATT にかかるかぎり若干の疑義がある。すなわち GATT 成立の前後の事情をふり返ってみれば、戦後の国際貿易体制について ITO（International Trade Organization）設立の構想が、米国上院の批准が得られなかつたために流産に終り、結局 GATT は米国にかかるかぎり国際条約としての地位が得られず、米国政府は GATT を行政協定として締結したに止まるということにならざるをえなかつたのである。そのため GATT の他の加盟国との間に、他国にとっては不斷に迷惑と困難の源泉になる asymmetry が存在している。すなわち米国議会は GATT には拘束されないという立場をとっており、かつての Burk-Hartke 法案や最近の各種の相互主義法案、自動車にかかるローカル・

コンテント法案のように、GATT に真っ向から抵觸する法律案が次々に議会に呈出されてきた。

しかし KR にかんするかぎり、内部に關税障壁のない巨大なヨーロッパ共同市場（EEC）（当初には英國もこれに参加する可能性があるとみられていた）の形成という大きな挑戦に直面して、米国ことにケネディー大統領の強力なリーダーシップによってこれが開始され、完結したことについては異論の余地がない。

ケネディー大統領が KR 交渉に必要な権限を得るために議会に通商拡大法（Trade Expansion Act）法案を提出した際、新しい大規模な通商交渉の必要性をもたらした事柄として、EC の発展をはじめ五つの事情を挙げたが、そのなかに、「日本および開発途上国にとっての新しい市場の必要性」を挙げていたことは注目される。すなわち当時米国はいまだに日本の GATT 加盟当時と同様に、日本に対して幾分かは庇護者としての立場に立っていたのである。

KR の主役は第一に米国であり、第二に EEC（歐州經濟共同体）であった。これに次いで最初はカナダ、その後 EECへの不参加を決定した英國、それに日本と、途中から一つのグループとして結束した Nordic Group（Denmark, Finland, Norway, Sweden）が主要な actor であった。カナダは工業品についてのリニヤー・カットにはならないという選択をとり、交渉の主要な舞台から脱落した。したがって日本は米国、EEC、英國に次ぐ、第四の主要な actor としての役割を演じたといってよいであろう。

しかし当時の日本は、世界の貿易政策の舞台で積極的な役割を演ずるという条件に欠けていた。日本は米欧を軸として行われた KR に、概して消極的な姿勢で応じたにすぎなかった。当時の日本政府の貿易政策にかんするフィロソフィーは、GATT のフィロソフィーとはかなり異質のものであって、自由貿易政策の担い手になるにはあまりに保護主義的傾向が強かった。それに何といっても、当時の日本は、経済的にもまだ minor power の域を出ていなかった。

すなわちそもそも KR へ日本が参加することについて、当初、日本政府は若干の不安を抱いていた。IMF（国際通貨基金）8条に移行し、貿易・為替の全般的自由化を目前にして、日本の關稅政策は保護關稅強化の方向に傾いていた。このような段階で KR 交渉の参加を決定したことは、日本のそれまでの關稅政策の基本方針の一つ転換を意味した。このような背景から日本は關稅交渉において消極的な姿勢をとっていた。いわゆるリニヤー・カットの例外品目についても、主として工業の振興・保護という観点から、かなり多くの

項目を提示した。しかし、EEC の農業問題から KR 交渉は長引き、その間に日本の産業の国際競争力は次第に改善し、国際収支の基調も従来の赤字プレッシャーの強い状態から、次第に脱却していった。その結果、交渉の最終段階では、日本の交渉方針は対米輸出を中心に戸出拡大効果を獲得する積極の方針に転換していった。

KR の結果を全体としてみれば、それは日本にとって非常に有利なものであったといつてよい。まず米国、西欧諸国、カナダ等の工業品関税引き下げの直接の効果は、日本にとって大いに有利なものであったと考えられる。正確な計測は容易ではないが、かなりの効果があったことは間違いない。さらに全般的な関税引き下げによる先進諸国の貿易拡大からの間接効果も、急速に生産性を向上して発展しつつあった日本の多くの産業にとって大きなプラスの効果をもたらしたと考えられる。他方、日本側の関税引き下げによって国内の産業、ことに幼稚産業の段階にある新しい産業の発展が阻害されたようには見受けられない。米欧には KR によって最大の利益を得たのは日本であったという見方があったようだが、そういう見方もあながち見当外れとはいえないであろう。

貿易自由化政策 西欧諸国が 1960 年前後にその通貨の交換性を回復し、逐次 IMF 8 条国に昇格し、かつ GATT 12 条国から 11 条国に昇格したのにやや遅れはしたが、日本は先進諸国の貿易・為替自由化の潮流のなかで自由化政策を進め、1963 年に GATT 11 条国に昇格した。

日本政府は 1960 年 1 月に「貿易・為替自由化計画大綱」を決定し発表した。この計画は当時約 40% にすぎなかった自由化率を 1963 年 6 月までに 80% に引き上げ、為替面でも二年後には経常取引にかんする為替制限を原則として撤廃し、資本取引についても制限を次第に緩和することを目指していた。日本の貿易自由化は 1960 年から 63 年にかけて急速に進められ、この間に 1837 品目（BTN 4 柄分類、以下同様）が自由化されたが、1963 年末の時点で非自由化品目は 192、うち GATT 上の例外規定に依拠しない「残存輸入制限」は 155 品目を数え、当時の他の先進諸国に比べてはるかに多数であった。その後 1964～68 年の KR 交渉の期間中は日本の貿易自由化はあまり進行せず、この間に自由化されたものは 35 品目にすぎなかったが、同交渉完了後 1969 年から 72 年までの間貿易自由化の第二次の拍車がかかり、88 品目が自由化された。

この貿易自由化政策と、それよりも少し遅れて着手された「資本自由化」（対内直接投資の自由化）政策（注 7）は、それまで孤立主義的傾向の強かった日本経済と日本の経済

政策にとって、重要な転換であり、かつ大きな試練を意味するものでもあった。これを第二の「黒船襲来」（1853年に鎖国下の日本に来航した Mathew C. Perry提督の開国要求）にたとえる向きも少なくなかった。

注7. 1967年7月, 1969年2月, 1970年9月, 1971年8月に,

第一次乃至第四次の資本自由化措置が実施された。

貿易自由化・資本自由化は、それまで輸入割当制や外資導入規制によって日本の国内市場における外国からの輸入品、外国系企業との競争が著しく制限されていた状態から、多くの日本の産業・企業が国内市場においてそれらと本格的に競争しなければならない状態に移行することを意味した。これは日本経済にとっての非常に大きな変化であった。そのため第二次大戦前の1930年代後半以来の保護の温室から出て、野外で競争の風に曝されることとなる産業・企業、それぞれの分野で保護主義的政策を推進してきた政策当局、従来の政策を支持してきたイデオロギーすなわち年長の世代の経済学者・ジャーナリストたちは、具体的な自由化措置の実施に対してさまざまに反対意見を述べ、抵抗し、いわゆる「総論賛成、各論反対」という様相を呈した。

もともと当時の日本で支配的であった経済政策思想は、GATT, IMF, OECD に体現されている多角的かつ自由な国際貿易・為替決済・資本移動を理想とする経済政策の考え方とはかなり異質のものであった。さきにも触れたように、日本には輸出は善、輸入は悪と考える傾向が強く（注8）、また日本において近代国家を象徴するような先進的工業を興したいという願望が強い。さらには、やや極端にいえば、いかなるものであれ製造業はすべて最大限に自国に取り込みたいという意識が根強くあった。

注8. このようなバイアスはすべての国に多かれ少なかれあり、GATT の規定のなかにもそのようなバイアスのさまざまな反映が認められる。

貿易自由化を前にして日本政府は1961年に関税率の大改正を行なったが、この改正に保護主義色彩と傾斜関税方式（tariff escalation）の傾向が認められる。この関税率改正において、工作機械・重電機器・電子計算機・農産物（酪農製品・豆類・海苔等）ほか少ながらぬ関税率が、関税交渉をつうじて代償となる関税引き下げを提供して引き上げられたのである。

この1961年の関税改正の基本方針は次の七つであったとされているが、そのうち（i）～（v），（vi）の後半には、保護関税、傾斜関税の考え方がはっきりと読みとれる。

- (i) いわゆる一次産品（農産物あるいは鉱産物）についてはできるだけ低い税率を設定し、加工度が進むにしたがって漸次高く盛っていく。
- (ii) 生産財には低く、消費財には高くする。
- (iii) わが国に生産がないか、あるいは供給が非常に不足しているもので、将来国内で生産される見込みのないもの、あるいは供給能力がふえる見込みのないようなものについては、低くする。逆にわが国に供給能力が十分にあり、外国から輸入されるものがこれと競合するものについては高く設定する。
- (iv) 将来発展の見込みのあるような産業、特に新規の産業の製品については高く設定する。
- (v) すでに十分発達したような産業、たとえば輸出も行っている成長した産業の製品については、製品・原材料ともに低くする、いわゆる保護関税の必要がないという考え方である。
- (vi) 停滞産業、今後大いに伸びるというものでないもの、あるいは衰退産業、つまり日本の産業構造から見て将来そう発展すると思われないものについては、雇用関係からも他の方面にある程度転換を図る必要があるので、その転換をスムーズにする必要の限度内において製品にはある程度高い関税を盛り、原材料については低くする。
- (vii) 生活必需品にはできるだけ消費者の立場を考えて低い税率を設定し、奢侈品は若干高い税率にする。あるいは教育・文化・衛生・など特殊な目的のために輸入されるものについてはできるだけ低くする。 (注9)

注9. 『貿易年鑑』1961年版, pp. 126-27, による。

GATT, IMF 等が依拠する自由貿易原理との間で不協和音の源泉になるもう一つの事情は、日本における「原局」による行政のシステムである。日本では各産業あるいは業界毎にこれを監督する省庁（さらには省庁内の局、課）が決められているが（これを日本の官庁の oral tradition では「原局」という），この「原局」官庁は総じて保護主義的政策への傾斜が強い。すなわち各「原局」は、(1) 管轄下の産業・事業分野について各種の参入を規制し、(2) 参入のみならず、事業活動のさまざまな側面にわたる多くの事項（設備の増設、支店等の設置、新製品・新商品の導入、外国からの技術導入、外国企業との提携, etc.）について許認可権限を持とうとする傾向が強い。(3) そうしてたんに法令に規定された認可権限をもつばかりではなく、管轄下の産業内の企業に対して広い範囲にわた

って指導・助言・指示・協議（これを「行政指導」という）を行ってきた。さらに各「原局」官庁は（4）もし可能であれば各産業の生産・投資・販売等についてなんらかの「計画」と呼ばれるものを策定し、また（5）必要と考えられるときには、output の価格（運賃・利子率・手数料等を含む）について幾分とも規制（公式または非公式に）する等により、「過当競争」を排除することが望ましい、と考えてきた。このようにして（6）各企業が一定の利潤を確保し、安定した経営を続けてゆけるような体制をつくり出して、（7）管轄下の分野の企業が倒産したり、経営困難の状態に陥ったりしないことを、原局官庁は望み、さらには主要企業間の急激な順位変動さえも望ましくないと考える傾向が強かった。

原局官庁をはじめ関係者がなぜ監督下の業界に対してこのような政策イデオロギーをもつようになったかといえば、それは一つには明治政府の殖産工業政策以来の歴史的経緯によるものであり、もう一つには、業界において混乱が生じると、監督官庁はその責任を問われるからである。またいまでもなく、官僚の側には、権限をもつことは概して望ましいという事情があり、官僚がその権限を維持・拡大しようとするのは、自然の成り行きである。さらに監督される側の業界側からみても、少なくとも主要企業にとっては、統制的システムはしばしば心地好いものである。

1930年代には、行政当局はこのような統制的政策思想に基づいて産業のカルテル化を容認したのみならず、それを積極的に進める政策を行った。また戦時中から戦後にかけては、各種の物資についてリジッドな生産・配給の統制が行われたのである。戦後米国の中領下に日本に導入された独占禁止法は、いま述べた統制的な経済思想とは真向から対立する考え方に基づくものであり、日本の経済的風土とはきわめて異質のものだったので、それが日本に定着するまでには長い年月がかかった。

以上で説明した戦後初期の日本の経済政策思想は、GATT, IMF, OECD（経済開発協力機構）等の国際協定、国際機関の基礎にあるそれとはかなり異なったものであったにもかかわらず、講和条約成立後に日本がこれらの国際協定・機関への参加を強く望んだのはなぜだったのだろうか。それは、それらの国際協定等の基礎にある自由競争、貿易自由化、資本移動の自由化等の政策フィロソフィーに当時の日本の指導者たちが全面的に賛意を表したことに基づくのではなかった。むしろ戦後初期の日本の政策当局のフィロソフィーは、自由かつ競争的な経済システムの意義を積極的に認める考え方とは対立するものであった。しかし日本の指導者たちは、第一に、それらの国際協定・機関に参加することによって先

進主要諸国を中心とする国際経済社会に仲間入りすることができると考えたのである。そうして日本もいざれは主要国あるいは big power の一つとして、国際社会において重要な役割を演じることが期待されたのである。第二には、国際協定・機関への加入によって全世界に拡がる輸出市場を確保することができ、また IMF, IBRD 等から日本にとって必要な外貨資金の調達の途が開けると考えられたのである。そのような利益に対して、輸入・為替管理・対内直接投資の自由化は、国際的なクラブに仲間入りするために支払わなければならない対価、あるいは「やむをえない代償」と考えられたのである。

このように日本の貿易自由化、資本自由化政策の特徴は、第一に、少なくともその当初においては、自由化が貿易や資本移動を拡大し、また競争を促進することにより、資源配分を改善するという効果があり、そのこと自体日本経済にとって望ましい、という理解に基づいて進められたのではない、ということである。「自由化」は国際社会への復帰と国際強調のための「やむをえない代償」として進められたのである。

第二に、そこで貿易自由化政策は、国内の各分野のうち大きな混乱をもたらすことがなく、したがって自由化に対する政治的・社会的抵抗も比較的少ない分野から、あるいはそのような措置から、徐々になし崩し的 ( piecemeal ) に進める、という形をとった。そのため貿易自由化、資本自由化、為替自由化のいずれについても、それが着手されてから一応の完了状態にいたるまでに非常に長い年月がかかった。

第三に、いま述べた事情から、諸外国、ことに日本に対して強い交渉力をもつ国からの自由化要求が強い分野については、あるいはそのような要求の強い時期には、そのような「外圧」を考慮して自由化政策が進められたが、「外圧」が欠けているか、それとも「外圧」が弱い分野や時期には自由化はあまり進捗しなかった。それだけ旧来の体制の温存を志向する勢力が強かったのである。

第四に、このように関係業界において大きな混乱を生じないように、徐々に、かつ慎重に貿易自由化政策が進められた結果、具体的な措置はしばしば微細にわたり、いわゆる「キメの細かい」政策という性格のものが少なくなかった。たとえば BTN 4 衔分類をさらに細かく分類してその一部を自由化した場合や、1961年の関税率大改正の際に新たに規定された関税割当制を導入して一定数量以上の輸入には高率関税を適用することとして輸入を自由化した、というような場合もあった。このような「キメの細かい」政策は、「原局」による行政システムと有能かつ廉潔な官僚の存在によってはじめて実行可能なものであった。

第五に、このように慎重にキメ細かく輸入自由化政策を進めた結果、自由化措置を逆戻りさせたケースはほとんど絶無に近かった。すなわち自由化後に輸入急増が生じて、輸入割当制に戻ったり、あるいはその他の輸入抑制措置を採用せざるをえなくなった例はほとんどなかったのである。その意味では自由化は貿易、為替管理、資本移動のいずれについても着実に前進し、逆戻りはなかった。

## 第2節 国際収支黒字化から第一次石油危機期まで

日本貿易の発展 1960年代をつうじて日本経済は「高度成長」を遂げ、貿易の拡大も急速であった。日本の経済成長が「輸出主導型の成長」であったという見方には、議論の余地がある。1960年代をつうじて民間設備投資の成長率の方が輸出の成長率よりもはるかに高かったこと、またサービス（貿易外収支）を含めて考えれば輸入は輸出とほぼ同じペースで増大し続けてきたからである。しかし輸出の成長率が GNP の成長率をかなり上まわることができたという、日本経済にとって恵まれた国際経済環境が、1960年代の「高度成長」の重要な条件であったことは疑問の余地がない。

この高度成長期をつうじて、世界貿易と日本との関係、および日本の貿易パターンに、三つの重要な変化が生じた。第一は日本が世界貿易に占める比重が大幅に上昇したことである。1960年には世界貿易（自由諸国圏）に占める日本のシェヤーは 3.0% にすぎなかつたが 70 年には 6.9% にまで増大した。第二に、日本の貿易パターンに大きな変化が生じ、繊維・雑貨類、また機械類の中でもミシン、低価格のカメラ等、低廉な未熟練労働に依存するところの大きい労働集約的な製品が輸出に占める比重が大幅に低下し、本格的な「重工業」製品、なかでも鉄鋼、自動車を含む各種の機械類の比重が大きく上昇した。他方、輸入の側では、繊維原料の比重は大幅に低下し、燃料（石油・石炭）の比重は大幅に上昇した（石油危機以前においてさえ）。機械類の比重は 1960 年代をつうじて僅かに上昇、しかし 1975 年には 1965 年よりも低下した。日本は低賃金を梃子として労働集約的製品に比較優位をもつ後発工業国の段階から、中程度ないし高度の技術を必要とする付加価値の高い工業製品に比較優位をもつ先進工業国へと発展する過渡期にさしかかっていた。

第三の重要な変化は、日本の国際収支（主として経常収支）がそれまでの赤字プレッシャーの強い状況から脱却して、1968年ごろから黒字基調へと変化したことである。こ

れは日本において物価（卸売物価）が他の主要国以上に安定していたことと、日本の産業の技術進歩のパターンが、貿易財（輸出財・輸入競争財）において生産性上昇（および新製品開発、海外市場の開拓等）の速度がとくに高いという形をとったことに基づくと考えられる。

しかし 1960 年代の世界的に（とくに先進諸国の場合）順調な経済発展の時期に引き続き、1970 年代初頭には大きな動乱の時期が訪れた。IMF、GATT の規定に違反する米国的一方的措置により旧 IMF 体制が崩壊（1971 年 8 月）した後、短命なスミソニアン体制の固定レート制への復帰（1971 年 12 月～73 年 2 月）を経て、世界の通貨体制は事実上恒久的なフロート制へ移行した（1973 年 3 月）。世界的規模での大インフレーションが発生し（1973 年初以降）、第一次石油危機（1973 年 10 月～74 年春）とともに、インフレはますます加速し、同時に世界経済は戦後最大の不況に陥った（1974～76 年）。また石油危機のショックによって国際金融不安が生じた（1974 年 6 月～9 月）。このように予期しなかった激変がつぎつぎに起こり、エネルギー供給において輸入石油への依存度のきわめて高い日本経済は、きわめて大きな衝撃を受けた。

しかし日本は第一次石油危機後のスタグフレーションから主要諸国の中でも最も早く立ち直った国の一であった。インフレ克服という面では、速やかに石油・エネルギー関係の価格を調整させ、かつ強力な金融引き締め政策を行ったことにより、1975 年には卸売物価の安定を達成し、76 年には消費者物価も安定するにいたった。不況克服という面では、1974 年の成長率はマイナスに落ち込んだが、74 年後半からは主として輸出の増大を軸として生産は回復基調に転じ、75 年後半以降日本経済は年率約 5% 程度の順調な成長軌道に乗った。この日本の成長率は 1960 年代のそれに比べれば半減した水準であるが、先進諸国の中ではずばぬけて高い成長率であった。

輸入拡大要求と日本政府の対応　日本の経常収支が黒字基調に転じた 1960 年代末以降、諸外国とくに米国はしばしば日本の輸入増大、とくに工業製品と農産物について輸入増大を求め、貿易政策面では貿易自由化、関税率の引き下げを強く迫り、また為替面では円ドル・レートの切り上げ、為替管理の自由化等を強く迫った。

これに対する日本政府の対応は、当初は、円切り上げには強く抵抗し、輸入制限や関税については可能なかぎり、つまり国内での政治的反対を説得することができ、また重要性の高い「幼稚産業」の発展を妨げないかぎりにおいて、piecemeal に応じる、というもの

であった。

しかし結果的には、円ドル・レートは1973年には1ドル265円という旧360円レートから約36%も高い水準に事実上切り上げられた。また第一次石油危機期には、原油価格の四倍増（quadrupling）により、日本の経常収支は空前の大幅赤字に陥った。その結果1973年後半から75年までの間は諸外国からの輸入自由化のプレッシャーは中断し、日本政府の自由化政策も停頓した。

このように紆余曲折はあったものの、自由化、輸入拡大要求の「外圧」に応じて、輸入自由化、関税率引き下げ、為替管理の自由化が徐々に進行するというパターンは、この時期にもほぼ一貫して続けられた。

輸入自由化政策　輸入自由化政策のうち、まず輸入数量制限について見ると、KR交渉期間中は自由化がさして進行せず、KR終了後の1969年から72年にかけて残存輸入数量制限撤廃の第二次の拍車がかかったことは前に述べたとおりである。その結果1968年4月時点で122品目あった残存輸入制限は、1971年10月には40、72年4月には33、75年末には27品目となり、そのうち鉱工業製品は、石炭と皮革類4品目の合計5品目のみ（1972年4月では9品目）となった。したがって工業製品の残存輸入数量制限の自由化はこの第2期にはほぼ完了したといってよい。なお残存輸入制限品目のほかに、GATT上合法な輸入数量制限品目（米麦・ある種の酪農製品等の国家貿易品目、武器類・火薬等安全保障にかかわるもの、麻薬等生命・健康の保護にかかわるもの、放射性物質、原子炉等原子力関係、その他）が、1968年には37品、75年には55品目あった（注10）。

注10. なお、いずれの時期についても、非自由化品目として数えられているBTN4桁品目のなかでも、その一部は自由化されていたもの（いわゆる部分自由化品目）も少なくない。

1968年から75年までの間に輸入が自由化された主な工業製品をみると、抗生物質、カラーフィルム（71年1月）、自動車エンジン、ソーダ灰（同6月）、蒸気タービン、電子電話交換機（同11月）、端末装置と記憶機を除く電子計算機の周辺装置、軽飛行機（72年2月）、高級電卓および電子会計機、集積回路（回路素子200未満）（73年4月）、集積回路（回路素子200以上）（74年12月）、電子計算機およびその周辺装置（75年12月）等がある。このような自由化政策の結果、1975年末時点における

る残存輸入制限品目をみると、そのほとんどは農産物であり、工業製品では国内の社会的理由から自由化が困難な皮革関係の4品目のみとなつたのである。

残存輸入制限の撤廃以外にも、1960年第末の国際収支黒字の削減を目的として1971年6月に実施された八項目のいわゆる「円対策」以来さまざまな輸入促進措置が行われてきた。

関税政策 KRによる関税率引き下げが逐次実施された後も、日本政府ではいわゆる「円対策」の一環として開発途上国一般特恵制度(Generalized System of Preferences)を早期実施した(1971年6月)ほか、1972年5月にはやはり国際収支黒字対策として7項目の関税率を引き下げ、さらに同12月には農産加工品および鉱工業品の関税をして原則として一律20%引き下げるという措置を実施した。これらの措置によって日本の関税率は大幅に低下し、また傾斜関税傾向もいくぶんか是正され、加工工業に対する有効保護率もかなり低下した。

関税率の平均水準を異時点間、あるいは国際的に比較することは必ずしも容易でない。平均値を求めるのに、どのようなウェイトを用いるかという点に難しい問題があるからである。計算が容易で実際にもっとも広く使われているのは、関税収入額を輸入額(または有税品輸入額)で除した「関税負担率」であるが、これは当該国の当該時点での輸入額をウェイトとして関税率の加重平均値を求めていたに等しい。この指標の基本的な難点は、ある品目にきわめて高い(あるいは禁止的な)関税率を課し、したがって輸入量がごく僅か(あるいはゼロ)となれば、比較的低い関税率でかなりの輸入が行われている状態と比べて平均関税率(関税負担率)は低くなる、という点にある。保護主義的目的である品目について輸入数量制限が行われているために関税率は低くてもその品目の輸入額が少ないとときには、同じ難点が生じる。またいわゆる「輸入自由化率」の指標についてもまったく同じ性質の難点がある。

関税率水準の厳密な国際比較(異時点間比較)のためには、ある標準的な加重をなんらかの基準にもとづいて作成し、それによって各国の(異なる時点の)関税率の平均水準を計算し比較することである。しかしこのような国際比較の試みは、かつてGATTが実施した“tariff study”以外には例がない。このように厳密な国際比較は難しいのであるが、それにもかかわらず、関税負担率の統計や、個々の品目についての税率、およびその推移、一般特恵制度の実施状況等からみて、日本の関税率水準はKR交渉の段階で米国、EC、英

国とほぼ同水準にあり、北欧諸国やスイスよりはやや高い水準にあり、その後1968年から75年までの間に大幅に低下し、ことに73年から75年までの間の低下が大きく、75年には日本の関税率の水準は米国、EC、英国よりも低くなつたと考えられる。日本の関税負担率は1967年の7.3%（有税品では19.5%）から75年には2.9%（有税品では5.4%）に低下しており、75年の値は米国、EC、西独等よりも低いものになっている。

また有効保護率についても、各種の研究から推測すると、日本の関税構造は1968年には傾斜関税傾向が著しく、有効保護率がかなり高かったのが、1972年には傾斜構造がかなり是正され、有効保護率は米国、英國の水準とほぼ同程度のものとなつたようである。

「貿易摩擦」と日米繊維交渉 1955～56年ごろから米国が日本の繊維品・雑貨類の対米輸出についてしばしば「輸出自主規制」を求めるようになったことは前節で述べたが、第2期にもその種の事態がしばしば起こり、とくに繊維品の貿易をめぐる日米間の外交交渉は、糾余曲折を経て次第に困難なものとなつていった。

特定品目についての日本からの対米輸出の急増は、米国に輸入制限の動きをひき起こし、それらの中には（i）アンチ・ダンピング規制、エスケープ・クローズ、相殺関税の適用の提訴がなされ、そのうちの一部についてはそれらの規制措置の発動をみるにいたったケースがあり、また（ii）日米間の外交交渉をつうじて政府間協定による輸出規制や日本側の輸出自主規制の実施にいたったケース、あるいは（iii）米国議会における新しい輸入制限的立法の動きが高まつたケースもある。このように日本の対米輸出に対して、米国内にさまざまな保護主義の動きが生じ、一部については実際に新たな輸入制限措置がとられてきた。このような状況は日本では、おそらく1970年代後半から「日米貿易摩擦」と呼ばれるようになった。ただし、以上で説明したのは日本の輸出面での摩擦であり、日本の輸入面にも別の形の「摩擦現象」が生じてきた。

繊維品・雑貨類等、軽工業製品についての「摩擦」は、日本の対米輸出における「旧い型の摩擦」現象であり、カラー・テレビ、自動車、オートバイ、工作機械、集積回路等についての摩擦は「新しい型の摩擦」、鉄鋼・特殊鋼等は中間的なタイプのもの、と区分することができよう。

1961年の「綿製品協定」（短期取決め、STA）から1971年の日米繊維協定にいたる日米繊維交渉は、この「旧い型の摩擦」を代表するものである。これは日本が最初に

経験した大きな「貿易摩擦」の事態である。これをめぐる外交交渉は日米両国の双方にとって苦渋に満ちたものであった。ここでこの日米繊維交渉の事実経過を詳しくレビューすることは避け、ただ、歴史的なパースペクティヴからつぎに三つばかりコメントを述べておこう。

(1) 日本の対米繊維輸出について 1957年に両国間の政府協定として「日米綿製品協定」を結んだことは、世界貿易についての国際的政策史という観点からみたとき、少なくとも結果的には大きな失敗であった。当時、これが大きな失敗の端緒であると考えた人は少なかったと思われるが、綿製品に対する日本の対米輸出についての数量制限は、輸出側では香港、台湾、韓国に拡大され、輸入側では西欧諸国、カナダ、オーストラリアに拡大してゆき、しかも当初は比較的インフォーマルなものであったのが、次第に公式のものとなり、ついに GATT の場で「綿製品短期取極め」(1961年)が締結された。そうしてそれは翌年以降「長期取極め」(1962年)、同第二次(67年)、第三次(70年)へと拡大された。さらに米国の繊維産業は、日本の化繊産業の発展と輸出増大に脅威を感じるようになり、1960年代末から1971年にかけて米国では日本からの化繊品、毛織物製品に対する輸入制限の保護主義の波が高まった。これに大統領選や沖縄返還問題もからんで、日米間の交渉は難航したが、結局繊維品の包括的な規制を決めた「日米綿製品協定」が1971年に締結された。これが再び GATT の場にはねかえり、包括的な「国際綿製品協定」(MFA, 1974年)が成立し、それが再度延長されて今日に及んでいる。

日米間の綿製品貿易についての数量制限に端を発して、後発工業国として発展してゆかなければならぬ開発途上国にとっては重要な輸出品である繊維品の貿易を、包括的な数量制限の枠の中に閉じ込められてしまう結果となつたのである。そして最近では一部の輸入国側は年間5~6%の輸入枠の拡大さえ拒否するにいたっている。

これが開発途上国の発展を抑制する貿易制限の悪しき前例であり、GATT 体制の基本原則からの重大な逸脱であることは明らかである。しかも GATT の自由貿易からのこの重大な恒久的逸脱という代償を敢えて支払って、それによって得られた利益は何であったのだろうか。米国や西欧諸国の繊維産業は今日かなりの規模で存続し続けているが、国際競争力という点では少しも事態は改善されていない。欧米諸国、オーストラリアの繊維産業のかなりの部分は、輸入数量制限の保護による温室のなかで辛うじて生き永らえているひ弱な存在にすぎない。

(2) 日本政府が、1955~56年当時、繊維品をはじめとして米国側からの輸出自

主規制の求めに比較的簡単に応じたのはなぜであったのだろうか。またこれに対して 1968～71年の段階では、対米繊維品輸出の制限に日本の繊維業界が強く抵抗し、交渉が著しく難航したのはなぜだったのだろうか。1950年代に繊維品のみならず各種の軽工業製品について、日本が米国の輸出自主規制要求に簡単に応じたのは、第一に、GATT 加入に関連して（あるいはもっと広くみれば平和条約、日米安保条約その他当時の米国に対する政策に対して）日本政府の指導者が米国に対して強い恩義を感じており、日米間に波風を立てることを好まなかったからであろう。また第二には、輸出自主規制は、米国が新しい立法措置により対日輸入を制限するのに比べれば、日本側がその実施を管理することのできるという点ではるかに有利であったという事情もある（注11）。なお、輸出自主規制は概してよりフォーマルな輸入制限措置（輸入国側の割当制、関税引き上げ、関税割当制、政府間協定等）に比べて恒久化しない傾向があり、その点でも lesser evil と考えられてきた。第三に、1950年代後半から60年代前半にかけての「旧い型の貿易摩擦」に対応して実施された輸出自主規制では、その対象となった日本の産業の多くは中小企業が支配的な産業であり、政治力の弱いものが多く、政府の意向に対して抵抗する余地が少なかった。

注11. 小宮「輸出自主規制」前掲論文、pp. 255～59、参照

それでは、1960年代末に、繊維産業が安易な妥協による日本繊維交渉の終結に強く抵抗したのはなぜだったのだろうか。それはおそらく次のような事情によるものだったと思われる。一つには、日本の繊維産業は、1950年代の後半からしばしば輸出規制の対象となり、その結果重ね重ね不利益を蒙ってきたという被害意識が強く、1960年代末には、さらに輸出が制限されれば産業全体として将来の発展の余地がなくなるので、もはや業界にとって不利な政府間協定を受け容れる余地はない、という強硬な雰囲気が支配的になっていたように思われる。それにもう一つの事情として、繊維業界は、個々の製品についてみればもっぱら中小企業によって生産されている分野もあるが、綿・化合繊・毛製品の素材段階から最終的段階までを全体としてみれば、大企業も多く、繊維品の包括的な貿易制限ということになると、繊維産業が全体としてこれに反対することになり、全体がまとまればその組織力・政治力は決して弱いものではなかった、という点も挙げられよう。それにもともと関西を中心とする綿紡業界をはじめ繊維産業には戦前からの自由貿易主義の伝統が伝わっており、官僚統制や軍需産業に傾きがちな東京の経済界に対する反骨の気風が幾分かは残っていた。

しかし日米間の貿易摩擦がいつまでも紛糾を続けることは望ましくない、というのが当時の日本政府の最高指導者たちの高度の政治的判断であった。米国の行政は、いわゆる「ニクソン・ショック」の強引な衝撃を与えることによって、苦渋に満ちた日米紺維交渉に終止符を打つことに成功したといえるのである。

(3) その後日本の紺維産業は国内における賃金水準の上昇と、NICS 諸国との紺維品輸出産業の急速な発展によって、次第に比較優位を失い、日本の輸出に占める紺維品の比重は急速に低下していった。今日では日本の紺維産業は、多くの製品について米国その他の国において MFA による輸入枠を使いつけていない。むしろ MFA のリジッドな枠により、欧米諸国への NICS からの輸入が抑えられていることが、NICS と競争関係にある日本の紺維産業に保護的効果を及ぼし、日本からそれらの国への輸出を増やしている、という傾向さえ認められる。

日本の紺維産業が若年女子労働に大きく依存していたことは、国内での産業調整を容易にした。一時代前には紺維産業で働いていたであろう多くの結婚前の女性が、今日では家電・電子工業・精密機械工業等で働き、絶対的にはもとよりおそらく全産業の平均との相対的比較でも、かつて紡績工場はじめ紺維産業で働いていた「女工」たちよりもはるかに高い賃金を得ている。

紺維以外の分野の貿易摩擦 1968年から72年にかけては、日本の輸出とくに対米輸出が急速に増大し、経常収支黒字が増大した時期である。このような日本の対米輸出急増、経常収支の黒字化、貿易黒字（overall な黒字、および日米二国間の黒字）の増大の時期には、「日米貿易摩擦」の案件が多発する傾向がある。1968～72年は最初のそのような時期、いいかえれば日米貿易摩擦の「第一波」の時期であり、さまざまな案件が発生した。

それらのうち、紺維以外の品目でとくに注目すべきは鉄鋼の対米輸出にかんするものである。この時期の少し前から米国では日欧からの鉄鋼輸入に対して輸入制限の動きが高まり、1967年には米国議会に鉄鋼輸入数量割当法案が提出された。日本の業界は事態を憂慮して1966年に第一次輸出自主規制を行い、その後規制を強化して、69年に第二次、72年に第三次と自主規制を延長し、1974年まで実施した。この間 EC も対米鉄鋼輸出について輸出自主規制を行ったが、1969年から71年にかけて日本の対 EC 鉄鋼輸出が急増した。その結果1972年から日本の対 EC 鉄鋼輸出についても自主規制が

実施され、今日に及んでいる（ただし 1975 年には一時中断した）。

鉄鋼にかんする貿易摩擦を、さきに「旧い型」と「新しい型」の中間のものと呼んだが、これは次のような理由による。繊維・雑貨類等は低廉かつ優秀な労働に依存する点で日本が比較優位をもつという輸出品であったのに対し、日本の鉄鋼業が強い国際競争力をもつようになったのは、優れた最新の技術を使った新鋭設備と立地条件、日本の国内市場の大きさに基づくところが大きい。鉄鋼業は「重工業」の代表的な産業であり、戦前以来の日本のみならず、多くの後発国の中でも政策当局者が近代工業の中心的な産業と考え、近代工業力の象徴とみなしてきた産業である。この鉄鋼業において日本が米国・EC 以上の国際競争力をもつようにならることは、日本の産業発展が一つの新しい段階に到達したことを意味するのである。

第二期には、繊維・鉄鋼以外に、「旧い型の摩擦」としては履物、金属洋食器、「中間的なタイプの摩擦」としては特殊鋼、板ガラス、工業用ファスナー、ボール・ベアリング、「新しい型の摩擦」としては民生用電子機器・部品、カラー・テレビ等の輸出品目について摩擦現象が生じた。

### 第 3 節 石油危機後の時期

世界的不況と日本経済 第一次、第二次の二つの石油危機によって輸入石油への依存度の高い先進諸国の経済は大きな打撃を受け、多くの国で深刻なスタグフレーション状況が進行したが、その影響はやがて石油輸入国のみならず、開発途上国・ソ連圏諸国を含む多くの国々に及んだ。ことに第二次石油危機後の不況は、第一次危機後の状況が主として先進工業諸国に限定されていたのに対し、世界経済全般に及び、広く長くかつ深いものであった。

石油価格の大幅上昇とともに、この不況の影響もあって、1970 年以降世界的に石油需給が顕著に緩和した。そのため、いまや世界貿易量に大きな比重を占めるようになった石油の価格が 1982 年から 83 年にかけて低下し、世界的不況と相俟って、1981 年から 83 年にかけては、全世界の貿易額が第二次大戦後はじめて低下した。1970 年第後半から 1980 年代初にかけては、スタグフレーションの暗雲が世界経済を蔽い、先進諸国では失業が年々増大し、それに伴って多くの国々でさまざまな形で保護主義が抬頭した。また多くの開発途上国では先進国への一次産品・石油・軽工業製品の輸出が低迷して

国際収支は悪化し、債務が累積して、debt service に難渋を来たし、輸入制限を厳しくせざるをえなかった。かくして世界の多角的自由貿易体制はきわめて困難な時期を迎えた。

このように悪化した環境下において、日本経済のパフォーマンスは他の先進諸国に比べてはるかに良好であった。日本では第一次石油危機時にはインフレが昂進し、インフレ率がイタリヤのそれとともに先進国中最高の水準に達したが、その後日本では速やかに物価の安定が達成され、第二回石油危機の際のインフレ昂進も比較的軽微かつ短時日に終わった。また経済成長率は1960年代よりはるかに低くなったが、それでも4~6%程度の、他国よりはるかに高くかつ安定した水準に維持された。この日本経済のインフレ克服、低失業率、安定成長、そして工業的発展の優れたパフォーマンスは、多くの先進諸国、開発途上国（中国を含む）の注目を浴びた。かくして世界経済社会のなかでの日本の地位は急速に向上し、日本の発言力、影響力はかつてないまでに強まった。同時に、日本が一そう積極的役割を果たすことへの期待が高まり、また日本への不平・不満の風当たりもまた強まった。

貿易・国際収支構造の変化 第一次石油危機以後日本の貿易パターンには大きな変化が生じた。まず輸入面では、第一次石油危機以降のエネルギー価格の高騰のために、石油を中心とするエネルギー節約によって実質 GNP に対するエネルギー消費量の比率は大幅に低下したにもかかわらず、全輸入額に占める鉱物性燃料の比重は1960年には16.5%，1970年には20.6%であったが、1981年には50%を超え、1983年でも46.6%という高水準に達した。これに加えて年々食糧自給率が低下し、全輸入額に占める食料品の比重は1975年以降も12~15%を占め、また工業原材料の比重は20%前後を占めていたから、エネルギー源・食糧・工業原材料を加えると、大よそ全輸入の75%前後から80%に達している。かくして貿易自由化が大いに進んだにもかかわらず、工業品ことに完成品の輸入は、全輸入に対する比率でもまた GNP に対する比率でも上昇せず、むしろ低下する傾向が認められる。このことは日本と欧米との貿易摩擦をめぐる論議の一つの焦点になった。

輸出面での大きな変化は、機械類（一般機械・電機・電子製品・自動車ほか輸送用機器・精密機器）の比重の増大である。全輸出にしめる広義の機械類の比重は1970年には46.3%であったが、1975年には53.8%，1983年には67.8%と全体の2/3以上となつた。他方、賃金水準の大幅な上昇と NICS の工業化の進行の結果、繊維品ほか労働集約的

製品の輸出は減退した。また鉄鋼その他の素材産業についても、エネルギー・コストの上昇と NICS の進出により、世界市場における日本の相対的優位は次第に浸蝕されはじめた。

日本の交易条件は再度の石油危機により大幅に悪化し、1970年を100とすると1981年には大体60程度にまで低下した。国際収支（経常収支）も石油危機のインパクトにより、その直後には GNP の 1.0% (1974年および1980年) に達する大幅な赤字に陥った。しかし物価の急速な安定と国内の不況による需給ギャップの発生とともに、いずれの場合も経常収支は急速に改善し、1982, 3年には、1960年代から70年代初期にかけて、および1976～78年の時期と同様の強い黒字基調が抬頭するようになり、これも貿易摩擦現象をめぐる国際的論議の一つの焦点となった。

日本の比較優位産業の特徴 1975年以降の日本の輸出構成の変化は、1960年代の高度成長期と石油危機期を経てきた日本経済の比較優位構造の変化を反映するものである。1970年代後半以降、日本産業のなかで世界市場において強い比較優位をもつようになったのは、概していえばつきのような特徴をもつ産業である。

- (i) 加工工業、ことに部品生産とその組み立て (assembly) のプロセスを含む「加工組み立て型」工業
- (ii) 量産技術。これは大きな国内市場をもつ有利性の反映である。
- (iii) 品質の均質性、低い不良率、製品の低い故障率を生み出すような品質管理。
- (iv) 製品が差別化されている分野。したがって marketing network と「キメの細かい」アフター・サービスが重要となる。
- (v) 生産工程における細い改善の積み重ねによる不断のコスト低減。
- (vi) 需要者の need に答え、その不断の変化に対応してゆく製品の開発、および既存の製品に対する細い改良の積み重ね。
- (vii) 生産工程の「手順」と時間的調整の巧妙さ。
- (viii) 専門分野や規模の異なる多くの関連企業の間での協力（いわゆる下請関係を含むが、必ずしもそれにかぎらない）と coordination。

いま挙げたような特徴をもつ産業として典型的なのは、自動車・電子工業・家電製品・自動二輪車・カメラ・ピアノ・音響機器・工作機械（の一部）等であり、それらはまさに今日の日本の産業が世界市場において強い比較優位をもっている分野である。造船は (ii) の条件に欠けるが ((iv) の条件もそれほど重要でない)、他の条件は該当し、ことに (v) (vii) (viii) は重要である。鉄鋼業についても (i), (iv) は当てはまらないが、

その他の条件は概して妥当する。また繊維産業でも、その一部、ことに高級製品では、

(iv) (vi) (vii) が妥当し、日本の企業は比較優位を保ってきた。

しかし日本は製造業全般について比較優位をもっているわけではない。これまでのところ日本は製造業のなかでも、一般的傾向として、つぎのような分野では比較優位をもっていなかった。

(a) 研究開発が大きな重要性をもつ分野、また研究開発そのもの。

(b) 一般に装置産業。ただし鉄鋼業は別。

(c) 資源との結びつきの重要性の高い産業。

(d) 産業機械・工作機械のうち量産型ではなく、かつ特殊な技術に立脚した機械、  
ことに大型機械、またプラント。

(e) エネルギー多消費型産業。

たとえば航空機、化学工業一般、薬品、ファイン・ケミカル、石油化学、紙パルプ、非鉄金属精錬等には、(a)～(e) の特徴のうちのいくつかに該当し、それらはいずれも今日日本が比較優位をもたない製造業の例である。(e) は、二つの石油危機以後とくに日本の比較劣位が顕在化するようになった分野であり、アルミ精錬、一部の基礎化学品はじめ素材（中間原材料）型産業には衰退傾向が目立つようになった。

なお、これまであまり目立たなかったが、日本が長い伝統をもつ醸酵工業、窯業の技術を基礎として、今後 biotechnology および new ceramics において日本は比較優位をもち、研究開発面でも優れた成果をあげるようになる可能性が大きい。

上記の (i) ～ (vii) における能力あるいは know-how は、適用範囲の広い (“versatile”) ものであり、そのことは日本の製造業の比較優位の基礎が幅の広いものであることを意味する。

研究・開発については、過去において日本は概して比較優位をもっておらず、一般に新技術・新製品は海外ことに米国、英国、西ドイツ、フランス、スイス等に依存するところが大きかった。特許権・ノウハウに対する使用料 (royalties) の受取・支払の収支では、日本は今日にいたるまで大幅の支払い超過となっており、しかも受取面では開発途上国の比重が高い。

日本が従来強い国際競争力をもってきた、造船、鉄鋼、自動車、民生用電子製品等は、いずれも特許権の対象となる技術 (patented technology) の重要性のきわめて低い分野、あるいは patented technology をもっていることが企業経営上の優越性にとってさ

して重要ではない分野であった（注12）。

注12. 最近脚光を浴びつつあるニュー・セラミックスもそのような分野である

という。

これまでの日本は、基本的な技術は外国に依存し、然し（i）～（viii）における versatile な能力に基づいて生産技術、工程管理、品質管理、工程および製品の改良、マーケティングに強い比較優位をもってきたのである。この特長が1975年以降の機械類（広義の）の輸出増大という形で発揮されるようになった。

多くの日本の企業が産業的成功を収めるとともに、日本企業の研究開発費支出も次第に増加しており、最近では自前の優れた技術を開発することに成功した企業も数多く現れつつある。技術使用料の海外からの受取が海外への支払を上まわる企業もいくつか現れるようになった。最近では、新規契約分だけをとれば、受取が支払に追いつきあるとのことである。しかし過去に契約した分をすべて包括した日本全体としての技術料収支が黒字になるまでには、まだかなりの年月を必要とするであろう。

貿易摩擦の激化 さきに1968～72年は日米貿易摩擦の第一波の時期であったと述べたが、1976～78年はその第二波、1981年以降は第三波の時期である。すなわちこれらの時期には再び日本の経常収支が大幅黒字となり、他方、米国および西欧諸国のそれは概して赤字となり、日本の工業製品（とくに機械類）の対米、対欧輸出が急増した。日本からの特定品目の輸入が急増した国では、輸入制限の動きが高まり、対日貿易問題が政治化（politicize）された。

かくして日米間、日欧間の「貿易摩擦」の事態は、前の時期に比べてはるかに深刻化し、1980年代に入ってからは恒常的なものとなった感がある。

日本の輸出面で深刻な貿易摩擦が生じた品目は、「古い型の摩擦」品目から中間的なタイプを経て、カラー・テレビ、自動車、工作機械、半導体、VTR等、「新しい型の摩擦」品目、すなわち量産技術に基づく差別化された製品（differentiated products）に移行していった。

貿易摩擦問題の政治化とともに、摩擦現象は日本の輸出面のみならず、日本の輸入面に及ぶようになった。日米間、日欧間貿易における日本側黒字の削減を求める声が高くなり、日本は輸入に対する障壁を低め、米欧からの輸入ことに工業製品の輸入を低めるべきであるという要求が強まった。輸入面で論議の焦点となったのは、牛肉・オレンジ・たばこ等

の農産物、皮革類、電々公社の調整問題、金属製野球バットの規格問題、日本の製品輸入比率の低さ、その原因とみられる「複雑な」（？）流通機構、さらには産業組織の閉鎖性（？）、日本の産業政策等である（注13）。

注13. この時期の貿易摩擦をめぐる具体的的事実については、既に各種の一般的記述が存在するのでここでは立ち入らないこととする。米国側の見解の代表的なものとして『ジョーンズ・レポート』（第一次、第二次、第三次）を参照。また米国側でのこのような「通説」に対立する見解として、Gary Saxonhouse, "The Micro- and Macroeconomics of Foreign Sales to Japan," in Trade Policies in the 1980s, ed., by W.R. Cline, Inst. for International Institute: Washington, D. C., 1983を参照。日本側の文献としては、「日米経済摩擦」（上・下）『興銀調査』Nos. 207, 208, 1981；小倉和夫『日米経済摩擦』日本経済新聞社, 1981；庄田安豊・関口未夫編『日米経済摩擦の研究』日本経済研究センター, 1983；植草益ほか『日本産業の制度的特徴と貿易摩擦』世界経済研究協会, 1983；小宮隆太郎『日米経済関係の調整課題：貿易摩擦の経済分析』日本国際問題研究所, 1983；等を参照せよ。

日米間の貿易摩擦をめぐって、数次にわたり長時間の外交交渉が行われたが、それはかつての繊維交渉と同じように苦渋に満ちたものであった。この交渉はいくつかの点で通常の二国間通商交渉と著しく様相を異にしていた。まず、米国側は日本側の大幅な経常（あるいは貿易）収支黒字のみならず、日米間の二国間の貿易収支における日本の黒字の大きさを米国側はしばしば強調し、これを理由に、米国側の関心品目についての輸入自由化を迫り、これに対して日本側はなし崩し的に少しづつ譲歩していった。通常の二国間交渉では、交渉は give and take という形をとるが、日米貿易摩擦をめぐって1976年以降現在まで時折の休止はあったにせよ基本的には一貫して続けられてきた交渉では、問題は日本側がどれだけ譲歩するかということであり、米国側はほとんど何らの交換の対象をも提供しなかった。それどころか米国側はこの間に對米輸出自主規制要請（カラー・テレビ、自動車等）や関税引き上げ（小型トラック、自動二輪車）等により、日本からの輸入に対する貿易障壁を高くしていったのである。

また、貿易摩擦をめぐる日米間の交渉の対象は、たんに通商問題だけに限られていたのではなく、次第に日本の経済政策の広い範囲に拡大してゆき、円ドル・レート、マクロ経

済政策、為替管理の自由化、国内金融の自由化、産業政策、円の国際化等の問題に及んだ。

このような広い範囲にわたる事項について日本は米国の交渉の求めに応じ、為替政策・金融政策等の面でも米国の要求に対して多少とも譲歩したのであるが、それは大体において一方的な譲歩であった。すなわちこの間米国側はその経済政策運営上の諸問題について、たとえば円ドル・レート支持のための協調介入とか、米国内の高金利解消という日本側の（およびその他の国の）要請に対し、ほとんど何らの譲歩もしなかった。

いまのべたように米国側の要求と交渉態度が一方的かつ“imperial”あるいは“imperialistic”であったのに対して日本がこれに応じ、かつ譲歩していったのは、一つには、日本の経常収支（あるいは二国間の貿易収支）黒字が巨額に上っていたこと、および日本経済のパフォーマンスが良好であり、米国経済のそれが悪かったということによるものであった。もう一つには、公式文書等に明からさまに述べられることはなかったが、日米双方の交渉当時者たちが、日米間の通商問題を全般的な日米関係の一部として捉えていたことによるところが大きいと思われる。すなわちごく簡単にいえば、日本側は安全保障面（防衛面）で米国に対して負い目を感じており、米国側も安全保障面での米国の負担を強く意識していた。それが経済関係の面での譲歩となって現れたのである。この時期には、米国側は防衛面でも、日本側に対して防衛費支出の増大を強く要求し、日本側もいくぶんかはその要求に応じたのであるが、一般的にいうと日本側には国内政治上デリケートな問題である防衛上の問題にはできるだけ深入りしたくないという考え方があつねにあり、そのためには経済問題で譲歩することもやむをえない、と考えていたように思われる。

貿易政策 二つの石油危機を経過した後の日本経済のパフォーマンスは他の先進主要国と比較して相対的にはるかに良好であり、また1976年ごろから日本の機械・電子系の多くの企業が世界市場で目ざましい成功を収めるようになった。そして諸外国との「貿易摩擦」の事態が生じ、各国では保護主義の動きが高まり、米国とECの対日市場開放要求は以前にもまして厳しくなっていった。このような展開のもとで、従来ともすれば輸出促進、輸入抑制の重商主義的傾向が強かった日本の貿易政策は、基調として自由貿易主義に大きく転換した。そして従来の日本の経済政策の背後にあった統制主義的な諸制度や政策思想も、自由経済志向へ徐々に変貌を遂げはじめていた。

自由貿易主義的な政策の具体的な現れを簡単に概観すると、まず関税については、GATTの「東京ラウンド」（TR,後述）交渉妥結に先立って、1978年3月に乗用車・電子計

算機本体等、125品目の関税率の「前倒し」引き下げが行われ、TR 交渉妥結後も譲許率への早期引き下げが実施された（1980年4月）。TR で妥結した日本に譲許税率の引き下げ幅は一般に他国に比べて大きく、また日本の平均最終譲許税率は、他の主要国に比べて低いものとなっている。かくして1980年頃以降では、日本が主要工業国中最も関税障壁の低い国となったことについては、各國において、少なくとも専門家の間にかんするかぎり、周知の事実となった。

非関税障壁のうち輸入数量制限については、前の時期に残存輸入制限の撤廃が大幅に進んで一段落の状態となったことはすでに述べたが、この時期に入ってからも残存輸入制限品目中の一部の部分自由化（1978年4月）と非残存輸入制限品目中10品目の自由化（1980年1月）が実施された。

輸入数量制限以外の非関税障壁については、日本はTRによって成立したMTN 諸規定のすべてについて無条件受諾の手続きを完了した。1980年9月当時そのような国は日本のみであった。

なおこの時期をつうじて輸入検査手続きの簡素化、輸入促進ミッションの派遣その他輸入促進のための諸措置が実施された。

農業保護政策　　日本の自由貿易政策のほとんど唯一の重要な例外は農業にかんするものであり、農産物輸入にかんしては残存22品目、非残存・・品目の輸入数量制限（あるいは輸入禁止が続けられている。これらはいうまでもなく国内農業を保護するためである。農業保護がどのような目的で実施されているかを、政策当局（また農業に同情的な多くの農業経済学者も）は明瞭に述べたことはほとんどない。われわれが推測するに、日本の農業保護政策の主たる目的は

- (1) 食糧供給における一定の自給度の維持（あるいは現在以上の自給度低下の防止）。
- (2) 農家ことに農業県等において他に代替的な雇用機会の少ない農家の所得の維持、所得稼得の機会の確保。

の二つであると考えられる。そうして(2)の農家所得の維持は、(1)の自給度維持のために農家における基幹的農業技術の継承をはかるという生産面での目的と、いまや農民が高齢化した（農民の60%が50歳以上の高齢者である）状況下で、現在の農業人口配置のままで農民の所得を維持するという所得再分配面の目的のために必要と考えられてい

る、と解釈される。多くの農民にとって手近な代替的所得機会を創り出すことができさえすれば、農業保護の要求は幾分かは弱まるであろうが、かつての「高度成長」時代と異なり、今日ではそのような可能性が少ないのである。

今日の日本の農業保護政策の政治的背景について一言しておくと、農業団体が強固に組織されていること、国会の議席の農村・都市間の配分状況等から、国会をつうじての農民たちの政治力が、農産物の輸入制限によって不利益を蒙る利害グループ（都市人口、消費者、輸出工業）のそれに比して disproportionate に強力であることは、他の先進主要国の場合とほぼ同様である。しかし同時に、都市人口も（そして奇妙なことには、ときには消費者団体さえもが）概して農民に対しては同情的である。都市の家族のほとんどは一、二世代前には農民であって、いまだに農村との繋がりを維持している。彼等は自分たちの利害が農民たちのそれと対立しているとは考えず、年老いた農民たち（彼等はしばしば都市の住民の両親であり、また親戚である）に同情的なのである。

食糧自給度の維持という点については、第一次石油危機が一つの大きな転換点であった。それまで日本国民の多くは輸入食糧への依存度の上昇が危険性を含んでいるとは考えていなかった。そのことが、日本の食糧輸入への依存度が大幅に上昇し、英國を除いては主要国に例のない高い水準に達したことの一つの背景であった。しかし石油危機およびそれとほぼ同時に生じた世界的な食糧価格の高騰、米国の対日大豆禁輸措置により、多くの日本人は日本経済の vulnerability を思い知らされ、現状以上の食糧輸入依存度の上昇は望ましくないと考えるようになった。このような日本社会の心理的变化が農業保護主義の政治的基盤を強化したことは否めない事実であろう。

製品輸入は真に自由化されているか？　日本の関税率が他の主要国以上に引き下げられて主要国中最低水準のものとなり、工業品については残存輸入制限は皮革関係の 4 品目を残すのみとなった。各種の非関税障壁についても日本では TR で成立した諸協定が他国にさきがけてすべて実施された。それにもかかわらず、欧米諸国では、日本の国内市場が依然として外国からの工業製品輸入にたいして人為的に閉ざされているとの見方が広くある。日本への製品輸入は真に自由化されているのか、それとも外国の批判者たちが言うように、未だに有形無形の輸入に対する障害が他の先進諸国の場合以上に残されているのであろうか。

この間に対して明快に答えることは容易でない。非関税障壁というのは実に扱いにくい

animal である（注14）。輸入のビジネスにかんする具体的な事実を知ることは容易でないし、通関手続き、各種の基準、検疫制度、その他非関税障壁として論議の対象となる事項についての国際比較は一そう難しい。

注14. 小宮隆太郎「工業品にかんする NTB」小島・小宮編『日本の非関税障壁』前掲書、参照。

しかしあれわれの一般的印象を述べれば、日本への製品輸入に対する非関税障壁は諸外国のそれに比して決して高いものではなく、むしろいまや日本への製品輸入に対する非関税障壁はごく限られたものにすぎず、他国の類似の障壁よりも低いように思われる。

米国議会・政府の日本の非関税障壁にかんする報告書等は、日本政府の法律や行政介入による輸入障壁についてごく少数の具体的な事例しか挙げておらず、しかもそれらのなかには誤解に基づくものやその後改善されたものもある。また1977年以来日本政府は輸入障壁にかんする苦情処理機関として「通商円滑化委員会（TFC, Trade Facilitating Committee）」を設けているが、そこに持ち込まれた案件はごく少数しかなく、またそこに持ち込まれた結果、事態が改善されることになったケースもある。

日本への製品輸入比率（対全輸入額、および対 GNP）が低いのは、日本の資源賦存状況により、輸入に占める原燃料・食糧の比重がきわめて高いこと、日本は製造業の多くについて強い比較優位をもっているか、それとも少なくとも比較劣位にはないこと、近隣に言語・文化・所得水準が日本とほぼ同じかそれとも類似した工業国がこれまで存在しなかったこと、等によるところが大きいと解される（注15）。

注15. Gary Saxonhouse, op. cit., 参照。

いま挙げた最後の条件は製品輸入問題の重要な焦点の一つであると思われる。外国企業の製品が日本の消費者・企業に好評を博するには、外国企業が日本人の生活慣習、身体のサイズ、デリケートな好み等によく適合した製品を開発して不斷に改良し、ユーザーに対して安定した供給とキメの細かいサービスを提供しなければならない。言語、習慣、距離の障壁のために、これまでのところそれらの点で努力を積み重ねて日本の国内にしっかりと根を下ろすことに成功した外国企業はいまだに少数に止まっているのである。

政策フィロソフィーの変化 1970年代をつうじて日本を取り巻く国際的環境には急激かつ大きな変化が起こり、同時に日本の工業力は大いに向上し、国際経済社会のなかでの日本の地位も向上した。このような変化に伴って、経済政策の一般的原理について日

本の政策当局者あるいは日本人一般がもってきたフィロソフィーに顕著な変化が生じた。

先に述べた農業保護という例外はあるが、日本経済にとって基本的には自由貿易主義、自由経済原理がもっとも望ましいという考え方が、次第に政策当局の指導者や識者の間の共通の認識となっていました。

第3期の貿易政策は、一方において日本の経済社会全体を見渡す立場に立ち、かつ国際的協議・交渉の衝にあたって自由貿易主義を積極的に推進しようとする政府首脳、外務省、通産省の指導者（および通産省の「横割り」の部局）と、他方において、貿易自由化の推進によって不利益を受ける産業や企業グループ等、およびそれらを監督し、しばしばその利害を代弁する立場に立つ「原局」の官庁、局課（農林省、厚生省、運輸省、および通産省のなかでも「原局」部門、郵政省、電々公社等）の間の力のバランスのもとで展開した。すなわち前者の自由化推進のリーダーシップに対して、後者が抵抗し、あるときには速やかに、あるときには遅々として、なし崩し的（piecemeal）ではあるがしかし着実に自由貿易主義的政策が進められる、という形で貿易政策が進められてきた（注16）。

注16. このような状況は、議会制民主主義国家ではしばしば見られる。たとえば米国でも、行政府は国際的な視野に立ち自由貿易主義的傾向が強いが、個々の産業、労働組合、それらを代弁する国会議員たちの間には、国民経済全体としての利益や米国の国際的コミットメントを無視ないし軽視した保護主義的傾向が強い。

この時期には通産省は経済官庁のなかでは経済企画庁（もともと原局官庁ではなかった）とともによりもリベラルなフィロソフィーに転換してゆき、政府部内で外務省、経済企画庁とともに積極的に自由貿易主義を推進する役割を果たすようになった。通産省に比べれば、他の原局官庁の発想の転換ははるかに遅れていたように思われる（注17）。

注17. 貿易政策というテーマの範囲外であるが、金融の分野の原局官庁としての大蔵省（とくに銀行局、証券局、国際金融局）の政策フィロソフィーの自由化への転換は通産省よりもはるかに遅れ、国際金融（為替管理）の面では1980年前後から、国内の金融行政面では1983年以降になってから、漸く自由化政策が本格的に進行しはじめた。

しかし、いずれにしても、1976年以降、関税、非関税障壁、輸入手続き、為替管理等の広汎な範囲にわたって貿易障壁の撤廃・低減、自由化が積極的に進められるようになったのは、「外圧」もさることながら、いま述べたような政策フィロソフィーの基調的な

変化があってはじめて可能だったのである。

東京ラウンド交渉 GATT の「東京ラウンド」交渉に対する日本政府の積極的な取り組みは、いま述べた日本の政策当局のフィロソフィーの転換を端的に反映する事実の一つである。GATT における「ケネディー・ラウンド」(KR) の次の大規模な多角的貿易交渉 (MTN) である「東京ラウンド」(TR) は、日本政府が1971年11月の GATT 総会で提案し、1973年9月の東京における GATT 閣僚理事会において交渉開始が宣言された。ただし実際に交渉が開始されるには、米国で大統領に交渉権限を与える1974年通商法の成立が必要だったので（注18）、75年1月に同法が成立した後、同年2月になって漸く実質的交渉が開始された。しかし1974～75年はまさに第一次石油危機が発生した直後であり、交渉は難航し、最終的に交渉が妥結したのは1979年12月であった。

注18. 米国議会・行政府の TR に対する態度は前回の KR のときと比べて幾分か異なったものとなっていた。1974年通商法には、国際収支赤字対策としての輸入制限措置を許容する条項がふくまれ、また国内産業に対する援助救済措置の発動条件も前回の通商法よりも緩和されたものになっていた。

TR には99ヶ国（および EC）が参加したが、その主要な成果はつぎのとおりである。

(1) 鉱工業品の関税引き下げ幅は先進国の平均で約33%，すなわち三分の一であった。

(2) 前回は関税引き下げの対象に含められなかった農産物について、今回は関税交渉がまとまり、1976年輸入実績で約150億ドルに及ぶ品目について関税引き下げが実現した。

(3) 前回は関税引き下げが中心課題であったが、今回は交渉の重点が関税・非関税障壁の双方におかれ、アンチ・ダンピング規制、政府調達、補助金・相殺関税、規格（standards），関税評価等にかんする協定が成立した。

(4) 開発途上国への配慮として、途上国に対しては互恵主義を期待しないという方針は前回より引き継がれ、また途上国に対する一般特恵の供与についていくつかの具体的取り決めが成立した。

なお TR で真剣に交渉がつづけられたにもかかわらず、合意をみるにいたらず、積み残

しとなった事項としては、1) セーフガード、2) 開発途上国問題、3) 農産品のいっそ  
うの市場開放、4) 紛争処理、5) サービス貿易、6) 貿易関連投資、7) 先端技術産  
業、8) 不正商品、9) 國際統一分類表の採用等がある。

日本はこの TR を最初に提案し、その後もこの交渉に積極的に取り組み、鉱工業品の關  
稅讓許の提供と成立した協定の批准についても参加主要国中もっとも積極的であった。1  
976～78年には日本の經常収支が大幅黒字となり、その削減を多くの国から求められ  
ていたという事情もあって、日本政府は TR 交渉促進という観点から1978年3月に關  
稅率の「前倒し引き下げ」を行い、交渉妥結に向かっての熱意を示した。

KR の時代と比べれば、いまや日本は國際社會のなかではるかに重要な地位を占めるよ  
うになった。また日本の国内において世界の多角的自由貿易から日本が受ける利益につ  
いての認識も格段に高まり、世界の自由貿易体制を守るためにには日本が積極的な役割を果た  
さなければならないことも広く理解されるようになっていた。かくして日本は米国、EC  
諸国とともに GATT の場において主役となり、主要な牽引車としての役割を果たしたので  
ある。

東京ラウンドの成果の評価 このようにしてまとまった TR の成果はどのように評価  
されるであろうか。交渉参加国の数、關稅引き下げ品目のリスト、非關稅障壁についての  
協定条文等を一瞥すれば、TR はかなりの重要な成果を収めたとの印象を受けるであろう。  
KRによってすでに關稅障壁がかなり引き下げられていた状況のもとで、非關稅障壁にかん  
して広い範囲にわたる交渉が進められ、多くの問題について合意をみたことも画期的なこ  
とであった。

しかし TR 交渉は開始宣言から妥結まで6年余という長い年月を要した。これはいうま  
でもなく、TR が行われた時期は第一次石油危機とそれに続く急激なインフレーションおよ  
び戦後最大の深い不況が世界経済を蔽った時期であり、多くの国がきわめて困難な経済的  
状況に追い込まれていたからにほかならない。この時期には先進諸国の多くはインフレ、  
不況、國際収支赤字、増大する失業に直面しており、開発途上国の多くはそれらに加えて  
輸出の減退、対外債務の累積に悩んでいた。このような状況下ではいずれの国においても  
保護主義の動きが強まり、自由貿易主義を支持する勢力は退潮せざるをえない。このよう  
な状況下で關稅・非關稅障壁引き下げの交渉が難航したのは当然のことであった。

この困難な状況下で、TR の交渉が辛抱づよく続けられたこと、そしてそれがさまざま

な不満足な点や「積み残し」を残したにせよ、ともかくもまとめられて妥結したこと自体、

GATT 体制にとって特筆すべき成果であったといえよう。

GATT のような国際協調のシステムには自転車に乗って走るのと似た面があり、多くの国が経済的困難に直面している時期には、もし GATT 体制を守る努力が不断に続けられなければ、それは行き詰まって崩壊に向かう可能性なしとしない。このような意味で、TR 交渉は世界経済の混乱の時期における多角的自由貿易体制擁護の努力の継続として、大きな意義をもっていたと考えられる。最近日本政府が GATT における新しい多角的貿易交渉の開始を提唱しているのは、一つにはこのような視点を重視しているからにほかならないと解される。

GATT の地盤沈下 1970年代以降今日にいたるまでの、世界の貿易体制における一つの憂慮すべき傾向は、加盟国相互間の貿易にかんする規範としての GATT の諸規定の役割が実質的には大きく低下してきたことである。1960年代にも綿製品協定や輸出自主規制等その徵候はすでにいくつか見られたが、1970年代に入ってからいま述べた傾向が顕著になってきた。すなわち加盟国間の貿易について、綿製品協定（STA, LTA）、国際繊維協定（MFA）、輸出秩序維持協定（OMA）のように本来の GATT の趣旨とは相反する公式の取り決めが、輸入国側の強い圧力によって多数の加盟国政府間または二国間で結ばれるようになった。また日米、日英、日加、米欧、米韓、米・香港等々の二国間において、輸出自主規制その他のフォーマル、インフォーマルな合意によって輸入制限が実施されたり、事実上の価格規制が行われたり（鉄鋼における TPM, BPS），さらには OECD において多数国間にインフォーマルな輸出規制の話し合いがなされるようになった（造船、鉄鋼）。このように、世界的な不況の下で GATT 体制に対する浸蝕が著しく進んだのである。

もともとほとんどの開発途上国は、GATT 14条の規定により、広い範囲にわたって輸入数量制限を実施しており、多角的自由貿易に本格的に参加しているとはいえない。開発途上国は、GATT の加盟国であるといっても、それに伴う実質的義務は、輸入数量制限および関税を他の加盟国に対して無差別的に（MFN ベースで）適用しなければならないという義務のみにすぎない。貿易がすべて国家管理のもとにある東欧圏の加盟国（チェコスロバキア、ポーランド、ルーマニア、ハンガリー）にとっても、GATTの多角的・無差別・自由といった諸原則はそれらの国への輸入にかんしてさしたる意味をもたない（注19）。

したがって GATT 規定が綿密な実質的規範としての意味をもっていたのは、もともと国際収支上の理由による輸入数量制限を原則的に撤廃して（注20） 11条国となった西欧・北米・日本等の先進工業諸国とその他少数の国に対してのみであった。

注19. しかし開発途上国や東欧諸国は、GATT に加盟することによって、輸出面でおおきな利益を得ていることはいうまでもない。

注20. ただし、それらの国についても“ illegal ”な残存輸入制限が残っている。

ところが、それらの11条国の貿易のうち、本来の GATT 規定に合致しない部分、すなわち MFA、OMA、輸出自主規制、鉄鋼にかんする TPM・BPS、残存輸入制限等々によってカバーされる部分、つまり本来の GATT からみれば“ illegal ”に制限されている部分が、1970年代をつうじて大幅に増大したと考えられるのである。

たとえば日本から米国への輸出のうち、本来の GATT 規定以外の制約によって制限されている部分は、1970年代後半から1980年代初頭にかけては、繊維、鉄鋼、特殊鋼、カラー・テレビ（ただし1977～80年）、自動車（1981年以降）等に及び、ある推計によれば1980年代初には日本の対米輸出総額の約40%に及んでいるとのことである。

以上で挙げたような GATT 規定からの逸脱のなかには、STA、LTA、MFA のように GATT の場で交渉がなされたものもあるが、ほとんどのものは GATT 総会・閣僚理事会・事務局等の GATT 機構とはまったく無関係に、それらが何ら干与することなしに、加盟国の政府・業界等の間の話し合いによって協議され実施されたものである。このような事態の展開は、世界の多角的自由貿易体制の基本的な枠組みとしての GATT の著しい地盤沈下を意味するといわなければならない。いまや GATT は満身創痍といってもそれほど過言ではないであろう。

しかしそれでは世界貿易の現状は、GATT が存在しないのと同然であるかといえば、決してそうではない。GATT 諸規定が厳格に順守されている範囲は狭められたとはいえ、なおそれは加盟国の貿易を律する基本的な規範としての役割を果たしている。GATT ルールからの逸脱は一般的にはやがては解消して正常状態に復帰しなければならない非正常状態として意識されている。GATT はなお加盟国にとって大きな利益をもたらすものであることは疑問の余地はない。最近になって GATT からの脱退を考慮した加盟国はないし、西側主要国の中多くは今日なお GATT をもっとも重要な国際機構の一つと考え、GATT の場で積

極的役割を果たすことを国際経済外交上の重要な課題と考えている。GATT ルールに対する事実上の浸蝕が進んだとはいえ、GATT ルールが今日の国際貿易に及ぼしている影響にはなお多大なものがあり、その重要性は種々の逸脱の事態の数が多くなったわりには低下していないのである。

## 第4節 回顧と展望

これまでの三つの節で、われわれは 1955 年以来の日本の貿易・貿易政策の展開を概観し、また GATT を中心とする国際的な貿易政策の舞台や二国間交渉の場において日本政府が果たしてきた役割を検討するとともに、国際的交渉の結果が日本の貿易に及ぼした影響や日本の政府の政策の背景にあった政策フィロソフィーの変化等についても論じてきた。このような概観と検討をつうじて、どのような結論を導くことができるであろうか。

日本経済がチープ・レーバーに依存する、弱体かつ小規模な後発工業国にすぎなかった 1955 年頃から、世界最大の貿易国家の一つに発展し国際経済外交の場で重要な役割を演じるようになった今日までの日本貿易の歴史は、波瀾万丈に富み、簡単な要約や結論を許さない。そこからどのような結論や教訓を学びとるかは、論者によってさまざまである。以下では取敢えずわれわれが重要なものと考えた諸点を列記しておくこととする。

- (1) 1950 年代から今日までの日本の貿易の順調な発展は、日本経済の発展を支えた諸条件のなかでもっとも重要なものの一つであった。この期間の終りの部分は例外であったが、この期間を全体としてみれば世界貿易は順調な発展を続け、そのことが日本の輸出入の順調な発展と日本経済の発展を可能にした。
- (2) 日本にとっての貿易の利益は、所与の各種国内資源が貿易によって経済的により一そう効率的に使用されるようになった、という点に主として依拠するのではない。過去 30 年ほどの間に、日本の輸出の品目別構成は大きく変わり、次々に新しい製品が登場してきた。この間に日本人および日本の企業の生産性・技術水準・経営能力は大いに向上し、賃金水準も大幅に上昇した。日本人、日本の企業が積極的に世界貿易に参加することをつうじて、日本の人的資源の賦存状態（知識・技術・熟練・経営能力）と経済活動のための組織が大きく変化したのである。
- (3) 日本の比較優位のパターンは、当初には低廉かつ良質な労働に依存する労働集約的製品に優位をもち、天然資源・土地とその関係の深い一次産品、および高度の技術に依存するところの大きいある種の機械類・化学品等に劣位をもつというもので

あった。時とともに日本の賃金水準、技術水準が上昇し、日本は中程度から高度の技術と大量生産方式による加工組み立て型工業に主たる比較優位をもつようになつていった。この優位性はかなり広い範囲に応用可能であり、この分野での日本の優位は当分の間他国の追隨を許さないように思われる。

(4) 日本は1955年にGATT加盟を認められたが、GATT体制のなかで日本はさまざまな差別待遇を受けてきた。GATT第35条の対日適用、差別的対日輸入数量制限、輸入国側の要請による輸出自主規制等がそれである。日本はGATT加盟国の中で、この種の差別を最も広汎に受けてきた国であり、この点で日本に類似した国は存在しない。1976年にGerald and Victoria Curzonは、日本の生活水準(賃金)が先進諸国との間に達すれば、日本に対する差別待遇はなくなるであろうと述べたが、日本の賃金水準が英国をはじめいくつかの西欧諸国とのそれを超えるにいたった今日でも、なお日本製自動車やVTRに対する輸入制限あるいは輸出自主規制要請をはじめ広い範囲にわたって対日差別が存在し続けており、むしろ拡大していく感がある。その意味で対日輸入差別はGATTシステム内の特異な現象である。

注21. Gerald and Victoria Curzon, "The Management of Trade Relations in the GATT", in Andrew Shonefield (ed.), International Economic relations in Western Countries : 1959~71, Oxford University Press : London, 1976.

このように日本はいわば対日差別には馴らされてきたのであるが、このような対日差別にもかかわらず、日本の輸出は世界の輸出の成長率をはるかに上回る成長率で伸び続けてきたことが特筆されるべきである。このことは、各種の差別や障害が存在したにもかかわらず、世界の多くの国がGATTの多角的自由貿易の基本的枠組みのもとにあり、かつその枠組みのもとで世界貿易が飛躍的に発展したこと、そしてこの貿易システムに日本が参加することによって、日本の産業に広汎な貿易機会がもたらされたことによる、と考えられるのである。

(5) 日本政府・経済界の貿易政策にかんするフィロソフィーは、初期には閉鎖主義・統制主義・重商主義の傾向が強かったが、日本経済が順調に発展しへじめるとともに、そのような傾向から次第に脱却し、自由貿易主義的政策思想が次第に優勢となつた。

石油危機後の時期には日本経済の優れたパフォーマンスが多くの国々の注目を浴び、世界経済あるいは世界貿易に占める日本の比重が高まり、また1976～78、および1982以降の時期には日本の經常収支黒字が増大した。日本の黒字が世界経済にとっての攪乱要因とみなされるに及んで（そのような見方は誤解に基づくものであったが）、日本に対する貿易自由化要求のプレッシャーと、日本が世界の自由貿易体制のなかで積極的役割を果たすことへの期待が高まった。このような国際環境の変化、日本経済自体の変化、外からのプレッシャーの増大に呼応して、日本の貿易政策フィロソフィーは次第に変化していったのである。そうして1975年から79年にかけての東京ラウンド交渉では、日本はその提唱者として、また主要な積極的交渉者として、大きな役割を果たした。

(6) 諸外国ごとに米国の日本に対する輸入自由化要求が時とともに高まってゆく過程で、日本の輸入自由化政策があるときには速やかに、またあるときにはスロー・テンポで、しかし着実に進行した。ごく大ざっぱにいえば、残存輸入数量制限の撤廃、関税率の引下げ、残存輸入制限以外の非関税障壁の引下げ、等の自由貿易政策の進行速度は、おおむね「外圧」に比例し、また日本の經常収支の状況、および国際的な多角的交渉（KR および TR）の進行状況とも関連していた。しかしいずれにしても自由化政策が後戻りして輸入障壁が以前より高くなったというケースは皆無に近く、この点では米国や西欧諸国と大きな違いがある。

(7) 日本政府の首脳や外交交渉の衝にあたる人々、また民間でも日本経済全体の視野に立つ人々は、自由貿易政策推進に積極的であったが、自由化によって不利益を受ける（と考えられた）産業・企業等およびそれらの利害を代弁する立場にある「原局」官庁は自由化に抵抗し、両者の力関係のバランスのもとで自由化政策が進行した。

(8) 以上のようにして着実に進められた自由貿易政策により、1980年前後には、日本は世界の主要国の中で関税率のもっとも低い国の一となり、政府が干与する非関税障壁についても、農産物を除いて考えれば、日本は主要国中貿易に対する障壁のもっとも低い国の一となつたと考えられる。貿易相手国に要請している輸出自主規制を含めて考えれば、工業品にかんするかぎり米国や EC の貿易障壁は日本のそれよりもはるかに高いことは明らかである。

しかしそれにもかかわらず、日本の国内市場は人為的な障壁によって外国からの

輸入品に対して閉鎖されているという神話が、挫折感の強い米国や欧州諸国の政治家・政府当局者をはじめ一段の世論の中に存続し、なかなか解消しなかった。

(9) 日本の農業は、日本の自由貿易主義に対する重要な例外である。土地の狭隘さから来る日本農業の低生産性、農業人口の老齢化、日本人のもつている祖先伝来の土地と故郷への愛着心、国内の政治状況および世論状況等から考えて、現在の農業保護主義からの転換は徐々にしか進まず、劇的な変化の可能性は乏しい。したがって日本の農産物輸入自由化を進めることに関係国の政策当局が大きな精力を割くことは、政策努力の効率的な使い方とは思われない。

(10) 本稿ではほとんど触れなかつたが、南北間の貿易政策問題にかんして日本がとつてきた方針、あるいは日本が果たしてきた役割はどのようなものであったのだろうか。概していえばそれはこの問題にかんする北側の諸国の平均的な状況とさして変わらなかつた。ただし日本はもともと後発工業国であり、また本格的な工業化に成功した唯一の非白人国である。また日本の国際経済関係上（貿易・直接投資）、南の国々の比重は他の先進諸国の場合よりも大きい。そのような国として、日本は少なくとも貿易問題にかんするかぎり、北の国々の平均値よりは南の国々に幾分かより同情的であったといえよう。そのことは開発途上国一般特恵制度（GSP）の実施にかんする取り組み方、TRで紛糾したセーフガード問題や一次產品の価格安定のための共通基金についての方針等に反映されている。また日本は開発途上国からの繊維品に対するMFAの輸入数量制限を発動していない唯一の先進国である。その他の品目についても、他の先進諸国はしばしば開発途上国からの輸入に対して差別的には輸入数量制限を実施し、あるいは輸出自主規制を要請しているのに対して、日本ではそのような例は皆無に近い。

(11) 今後の日本の貿易の発展は、世界経済全体が今日の大不況の状態からいつ脱却し、世界全体の貿易量がどのような成長率で増大してゆくかに依存するところが大きい。日本経済が世界経済の中で占める比重がかつてとは比べものにならないほど大きくなつた今日、日本の輸出が世界全体の輸出の成長率をはるかに上まわる成長率で増大する可能性は乏しい。しかもしも世界経済の回復が軌道に乗れば、各国内の保護主義の動きもいくぶんかは退潮するであろう。日本では製造業の生産性上昇率が依然として高く、また日本が比較優位をもつ技術・ノウハウは広い応用範囲をもつものである。また日本の近隣の諸国、すなわち ASEAN、韓国・台湾・香港、それにお

そらく中国、およびオーストラリアの経済成長率は、今後世界経済全体の成長率よりもかなり高いものと予想される。これらのことから、今後もし世界経済が現在の不況から順調に脱却し、かつ世界経済にかつての石油危機のような激変や軍事的緊張の事態が生じることがなければ、日本の輸出成長率は世界全体のそれを若干は上まわるのではなかろうか。

(12) 今日、世界的不況のもとで各国における保護主義の抬頭とともに GATT ルールからの多くの逸脱の事態が生じており、GATT を中心とする世界の自由貿易体制は満身創痍の状態といえる。しかしこのシステムはしたたかな存在であって、今後も力強く存在し続けるのではなかろうか。今後日本は自由貿易主義の積極的な担い手として、このシステムを擁護しもり立ててゆく指導的役割を演じてゆくことが期待される。

(本文終り)

# 「参考統計資料」

表1-a 自由圏の輸出額に占める日本の割合

1955年	1960	1965	1970	1975	1980
2.4%	3.6	5.1	6.9	7.1	7.1

(備考)  $\frac{\text{日本の輸出額}}{\text{自由圏の輸出額}} \times 100$

表1-b 自由圏の工業製品輸出額に占める日本の割合

1955年	1960	1965	1970	1975	1980
4.2%	5.9	8.1	10.0	11.3	11.8

(備考)  $\frac{\text{日本のお業製品輸出額}}{\text{自由圏のお業製品輸出額}} \times 100$

表1-c 自由圏の機械類輸出額に占める日本の割合

1955年	1960	1965	1970	1975	1980
1.7%	3.9	6.7	9.8	12.5	15.3

(備考)  $\frac{\text{日本のお機械類輸出額}}{\text{自由圏のお機械類輸出額}} \times 100$

[出所] 日本銀行調査統計局『国際比較統計』より算出

表 2-a 各国国民総生産の推移  
(単位:億ドル)

国名 年	日本	米国	イギリス	西ドイツ
1957	307.8	4,411.0	621.1	514.8
1962	527.66	5,548.94	789.04	887.75
1967	1,150.5	7,850.0	943.5	1,209.3
1972	3,001.13	11,552.0	1,465.75	2,591.19
1977	6,934.90	18,995.00	2,471.77	5,156.34
1981	11,392.90	29,377.00	5,042.56	6,827.88

表 2-b 国民一人当たりの国民総生産推移  
(単位:ドル)

国名 年	日本	米国	イギリス	西ドイツ
1957	339	2,565	1,207	1,321
1962	554	2,974	1,441	1,566
1967	1,148	3,942	1,713	2,020
1972	2,806	5,532	2,627	4,202
1977	6,095	8,704	4,419	8,373
1981	9,684	12,783	9,032	11,072

[出所] 日本銀行調査統計局『国際比較統計』

表 3-a 各国 GNP と輸出の比率

国名 年 ヨーロッパ	日本		米国		イギリス		西ドイツ	
	A	B	A	B	A	B	A	B
1955	11.5		5.0	3.88	26.1		20.3	
1960	11.6		5.4	3.9	24.5		21.2	
1965	11.1		5.8	3.9	23.3		19.0	
1971	12.3	10.4	6.4	4.13	25.1	16.1	22.6	18.1
1976	14.4	12.0	9.9	6.7	31.3	16.8	27.8	22.9
1981	16.6	13.3	12.5	7.96	31.3	20.5	32.1	25.8

(備考) A =  $\frac{\text{財・サービスの輸出} + \text{海外からの所得}}{\text{名目国民総生産}}$       B =  $\frac{\text{(通関ベースの)財の輸出}}{\text{GNP}}$

表 3-b 各国 GNP と輸入の比率

国名 年 ヨーロッパ	日本		米国		イギリス		西ドイツ	
	A	B	A	B	A	B	A	B
1955	10.6		4.5		26.8		18.0	
1960	11.2		4.6		25.2		18.8	
1965	9.9		4.7		22.9		19.0	
1971	9.7	8.6	6.0	4.2	22.8	17.3	20.6	10.0
1976	13.7	11.6	9.1	7.6	31.4	20.4	25.3	19.8
1981	16.0	12.6	11.6	9.3	28.1	20.2	31.4	24.0

(備考) A =  $\frac{\text{財・サービスの輸入} + \text{海外への所得}}{\text{名目国民総生産}}$       B =  $\frac{\text{(通関ベースの)財の輸入}}{\text{GNP}}$

[出所] 日本銀行調査統計局『国際比較統計』

表 4 わが国の自由化推移一覧表

実施年月	輸入制限品目数	非残存輸入制限品目数	残存輸入制限品目数			自由化品目の例示
			合計	鉱工業品	農水産品	
1960. 4	1,443					
1965. 10	161	39	122	55	67	
1968. 4	165	43	122	54	68	
1970. 1	161	54	118	50	68	
4	141	44	98	39	59	コーヒー, 工作機械
1971. 1	123	44	80	31	49	ウイスキー, カラーフィルム
1972. 2	86	47	40	12	28	電子計算機の周辺装置, 航空機用レーダー
4	79	47	33	9	24	ハム・ベーコン, 軽油及び重油 (関税率法改正に伴う1品目減)
1973. 4	83	52	32	8	24	高級電卓及び電子計算機, 集積回路(素子数200未満)
1974. 12	83	55	29	7	22	集積回路(素子数200以上)
1975. 12	82	56	27	5	22	電子計算機及びその周辺装置
1977. 4	80	54	27	5	22	たばこ類
1980. 5	78	52	27	5	22	(ワシントン条約発効に関連する) (5品目増)
1981. 12	79	53	27	5	22	(化学物質規制法対象品目) (1品目増)

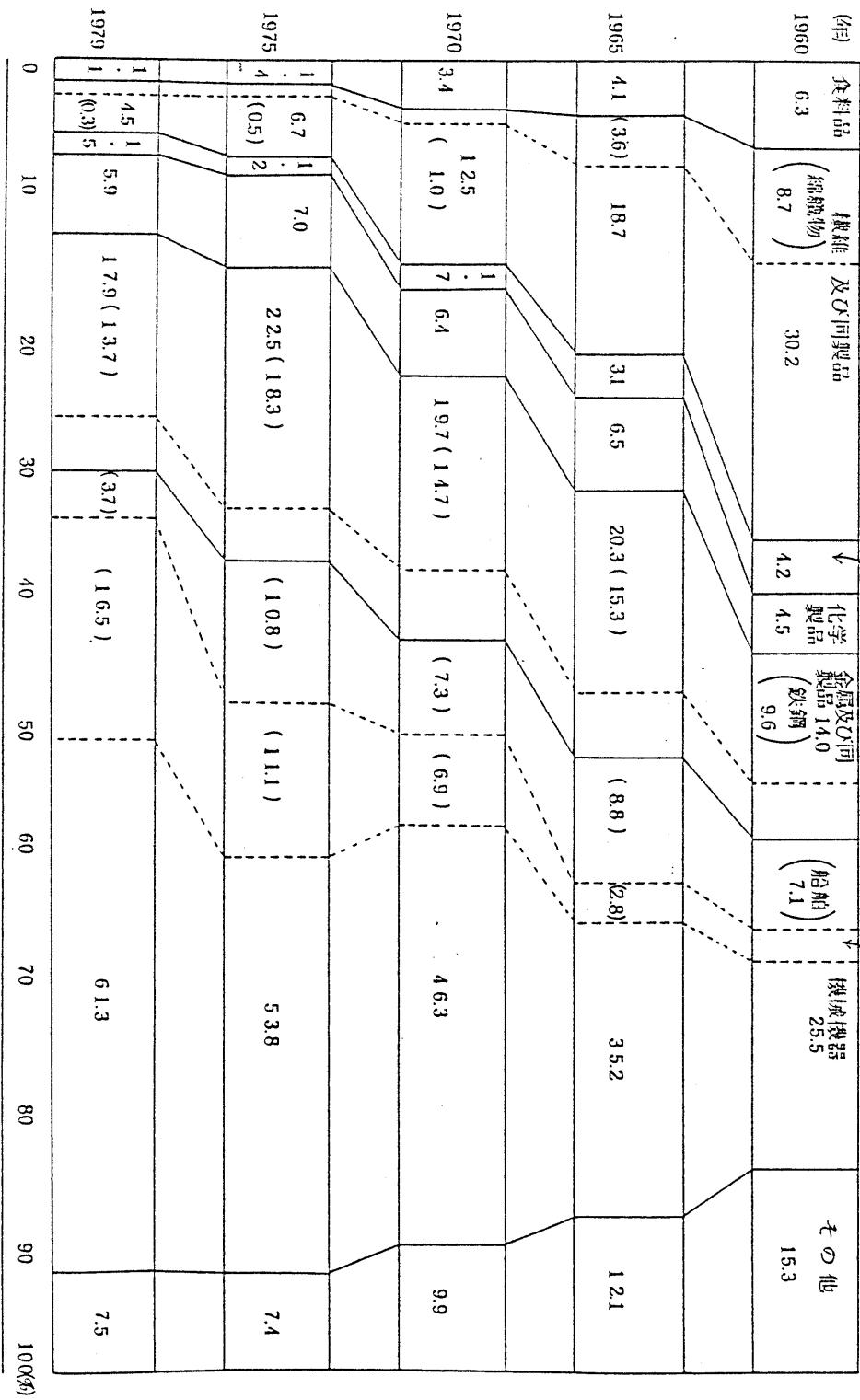
表5 主要国の関税負担率の推移

国名 年	日本	米国	EC	西ドイツ	フランス	イタリア
1960	.	.				
1965	.	.				
1970	6.9	5.7	7.4 (3.8)	5.9 (3.3)	5.8 (2.9)	7.5 (4.6)
1971	6.6	5.3	7.2 (3.6)	5.2 (3.0)	4.4 (2.3)	7.3 (4.2)
1972	6.3	5.6	6.6 (3.2)	5.8 (3.0)	4.2 (2.1)	6.1 (3.4)
1973	5.0	4.3	6.1 (2.7)	5.3 (2.5)	4.1 (2.1)	4.0 (2.2)
1974	2.7	3.1	4.2 (2.1)	4.0 (2.0)	2.6 (1.5)	2.8 (1.7)
1975	2.9	3.6	5.0 (2.3)	4.1 (2.1)	3.0 (1.5)	( )
1976	3.3	....	.... ( . )	.... ( . )	.... ( . )	( . )
1977	3.8	3.4	3.3 (1.8)	3.8 (2.2)	2.3 (1.3)	2.1 (1.3)
1978	4.1	4.1	4.3 (2.1)	4.1 (2.1)	2.7 (1.3)	2.6 (1.4)
1979	3.1	3.9	3.9 (1.9)	4.0 (2.0)	2.3 (1.2)	1.8 (1.0)

- (備考) 1. ECは1977年までは西ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグの旧6カ国についての数値。  
 1978、79年はそれにイギリス、デンマーク、アイルランドを加えた数値。
2. EC諸国の負担率は農業課徴金を含む数値。
3. EC諸国の本書きは域外からの輸入に対する負担率であり、( )内は域内輸入を含む総輸入に対する負担率である。

日本の輸出の構造の推移〔品目別〕

資料：外國貿易概況  
ドルベース



日本の輸入構造の推移〔品目別〕

資料：ドルベース  
外國貿易概況

